

一般教育・教養教育／共通教育に関する基礎資料

1. 大学設置基準（抄） . . . 2
2. 臨時教育審議会「教育改革に関する第二次答申」（昭和 61 年 4 月）（抄） . . . 3
3. 大学審議会答申「大学教育の改善について」（平成 3 年 2 月）（抄） . . . 7
4. 大学審議会答申「高等教育の一層の改善について」（平成 9 年 12 月）（抄） . . . 9
5. 大学審議会答申「21 世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境
の中で個性が輝く大学」（平成 10 年 10 月）（抄） . . . 13
6. 大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」 . . . 20
（平成 12 年 11 月）
7. 中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」 . . . 24
（平成 14 年 2 月）（抄）
8. 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年 1 月）（抄） . . . 31

大学設置基準（抄）

1. 大綱化（平成3年6月）以前のもの

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、百二十四単位を修得することとする。

- 一 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり三十六単位
- 二 外国語科目については、一の外国語科目八単位
- 三 保健体育科目については、講義及び実技四単位
- 四 専門教育科目については、七十六単位

2 前項の規定にかかわらず、大学は、学部、学科又は課程の種類により教育上必要があるときは、一般教育科目について同項第一号の規定により修得すべき単位のうち十二単位までを、外国語科目、基礎教育科目又は専門教育科目についての単位で代えることができる。

3 二以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とする大学の場合に当たっては、一の外国語の単位は、第一項第二号の外国語科目についての単位とし、他の外国語の科目の単位（前項の規定によるものを除く。）は、第一項第四号の専門教育科目についての単位と見なす。

2. 大綱化以降のもの

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（教育課程の編成方法）

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

教育改革に関する第二次答申

昭和61年4月23日

臨時教育審議会

第4章 高等教育の改革と学術研究の振興

21世紀に向けて、高等教育機関における教育・研究は、国民や社会の様々な要請に応じ、人材の育成および学術研究の創造と発展に資するとともに、生涯学習の場として重要な役割を果たすことが期待される。とくに、我が国の国際化の進展に伴い、これら高等教育や学術研究を通じ、国際的にも貢献していくことが今後強く求められると考える。

現在我が国において高等教育段階の機関に数えられるものには、大学院、4年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、高等学校卒業以上を資格とする各種学校や政府各省庁の教育訓練機関などがあり、それらの教育の分野は多岐にわたる。学生数は、およそ300万人に達する。この実態に反映されている国民の旺盛な学習や研究意欲は、我が国社会の発展の原動力をなすものであり、高等教育と学術研究の全般にわたって不断にその改善と充実に努め、国としてこれらを重視していくことは極めて重要である。このため各種の高等教育機関は、今後、それぞれの目的と役割に応じて、その個性化、多様化を推進し、相互の連携と協力を深めるよう努めなければならない。さらに、生涯学習体系への移行の観点から、各高等教育機関が国民各層の要請に応じ、広く中等後教育を担うものとして適時適切に学習の場を提供できるシステムを確立することが望まれる。

大学、ことに4年制大学は、高等教育と学術研究の中核を占めており、したがって大学に期待されるところは極めて大きい。しかしながら、戦後の新制大学40年の歴史に照らして考えると、いわゆる大衆化を遂げた日本の大学の現状には多くの問題点があり、大学に対する批判には厳しいものがある。大学はおしなべて閉鎖的であり、機能が硬直化し、社会的要請に必ずしも十分にこたえていないばかりでなく、いたずらに量的に拡大し、教育・研究の内容や質に欠ける傾向があることを憂える声は小さくない。今後、大学入学者選抜方法の改善を推進し、

教育・研究の水準を高め、国際的、社会的に開放し、個々の大学についての評価を明らかにして、整備・充実のために必要かつ適切な施策を講じなければならない。

大学における学術研究は、科学そのものの創造にその根本がある。従来、我が国においては社会の近代化の過程において、ややもすれば科学の応用とその技術化に関心が傾き、世界史的な視野での純粹の科学や基礎的な学術の確立と進歩への寄与に乏しかったことは否定できない。今後、我が国が将来に向けて発展するための基盤を培い、国際社会での責務を果たすためにも、大学における学術研究の一層の充実が必要である。

高等教育の改革は、基本的には、個々の高等教育機関が自らの問題として自主的に取り組むべき課題であり、改革に当たって、それぞれの高等教育機関とくに大学について、その自主性が尊重されるべきことはいうまでもない。諸制度の改革は、大学等の積極的な自主努力に裏付けられて初めて実効あるものとなる。大学等が自らに課された使命と責任を切実に認識し、社会の期待と信頼にそむかないことを強く要請する。

以上の点を踏まえ、高等教育の改革と学術研究の積極的振興に向けて、以下の諸提案を行うが、とりわけ、大学設置基準等の改善、大学院の飛躍的充実と改革、ユニバーシティ・カウンシルの創設が緊要の課題と考える。

第1節 高等教育の個性化・高度化

(1) 大学教育の充実と個性化

大学教育を充実し、個々の大学がそれぞれ特色ある教育を実現する必要がある。

ア、学部教育については、一般教育と専門教育の内容や在り方を検討するとと

もに、教育研究組織の構成についてこれまでの枠組みにとらわれない個性的な設計を可能にし、教育方法の多様化を促進するなどの改革を進める。

イ、現行の単位の在り方を再検討し、単位制の長所を生かし得よう学期や学年の取扱いを弾力化し、編入学、転学・転学部の可能性を拡大する。

ウ、大学入学資格については、自由化・弾力化の方向に沿って検討を進める。

エ、以上の諸改革を実現するため、大学設置基準、短期大学設置基準等を根本的に見直し、その大綱化、簡素化を図るとともに、関係法令の見直しを行う。

① 一般教育は、理解力、分析力、思考力、構想力、表現力等を培い、知的活動の基盤をなす自覚的な探求心を鍛え、学問や文化を創造する基礎的資質を養うなどの見地から、大学教育において重要な要素である。しかしこれまでの我が国の大学の一般教育は、理念においても、内容においても十分であるとはいえず、しばしば一般教育無用論すら聞かれる。一般教育の在り方についてより踏み込んだ研究が必要である。

一般教育は、基本的に、各大学のそれぞれの教育理念に基づき、自由かつ柔軟に進められるべきである。その際、一般教育と専門教育を相対立するものとしてとらえる通念を打破し、両者を密接に結び付け、学部教育としての整合性を図るとともに、高等学校教育との関連や接続に十分配慮しなければならない。また、人文・社会・自然の3分野の均等な履修に機械的に固執することなく、学際的学習等も加えた積極的なカリキュラムを構成することが重要である。個々の教員が与える教育的影響も大きい。さらに、一般教育を担当する教員組織の区分や構成についても、教養部等の見直しを含め、適切な措置を講ずる必要がある。

大学における外国語教育は、実用能力の涵養、外国語学習を通じての異文化

の理解や古典講読による教養の深化にその意義がある。英語については、とくにその実践的側面を充実し、強化しなければならない。そのため、教育方法、教育内容の根本的な見直しはもとより、一定期間集中的な学習を課し、あるいはサマー・スクールを活用するなど積極的な改善を図る必要がある。第二外国語については、諸種の言語の学習の機会を拡大するとともに、その到達度を高めるよう教育方法や教育体制を改善しなければならない。

現代の青年の基礎体力の充実や心身の積極的な鍛錬の重要性は今日ますます高まっており、大学における体育については、視野を授業としての体育のみに限定せず、課外のスポーツ活動、さらには社会体育との緊密な連携のもとに設計すべきである。保健の教育内容も単に健康の維持増進にとどまらず、技術的文明社会の中での人間の心身の在り方について認識を深め、人間性を豊かに発展させるための基礎を与えることを目指さなければならない。

② 専門教育については、高等教育が大衆化し、また実生活の諸状況が著しく変化するなかで、社会が大学教育に何を期待するかを省みるとともに、諸学の進歩をいかに教育に反映させていくかを不断に検証し、大学における専門教育の基本的在り方についての共通基盤を追求する必要がある。各々の専門領域にはそれぞれの課題があり、その教育内容を明確にするよう努める一方、新しい境界領域や学際分野が絶えず形成され、発展しつつある状況のなかで、偏狭な専門意識、人為的な専門間の隔壁を排除しなければならない。専門教育の質の改善は、大学改革の重要な焦点である。

③ 教育内容の改善に関連して、教育研究組織についても、旧来の学部、学科、課程、講座等の枠組みにとらわれない、個性的な設計を可能にする弾力的な措置を考慮すべきである。また教育方法についても、対話・討論方式の導入、実験・実習等の多様化を図るとともに、ニュー・メディアの活用を促すための条件を整備するなど、各大学の特色を生かした教育方法の開発が必要である。さ

らに、チューター制、ティーチング・アシスタント制の導入を容易にし、学生の学習意欲を高める方策に意を用いる一方、学業評価を徹底するよう望みたい。

④ 現行の大学設置基準に定められている単位の定義、計算方法、諸種の授業形態への配分の在り方は、実情にそぐわないところがあり、根本的に再検討しなければならない。また、単位制の長所を十分生かし得るよう、学期や学年の扱いをより弾力化するとともに、単位互換を促進し、大学間や専攻間での学生の交流を拡大する方向で検討する。

⑤ 秋季（９月）入学の問題については本審議会においてなお検討中であるが、教育効果、国際化への対応など種々の観点から、高等教育については原則として２学期制を採用し、学期ごとに授業を集中し完結させることにより学習効果を上げるとともに、秋学期の開始時期に学生を入学させる道を拡大することに努める。また編入学、転学・転学部の可能性を拡大するため、各学年次ごとの編入学定員枠を設け、とくに３年次における編入学定員を確保し、社会人、短期大学卒業生、高等専門学校卒業生等の編入学を積極的に推進する。

⑥ 大学入学資格については、すでに第一次答申でその自由化・弾力化を提言している。その基本方向に沿って、入学資格に関し、現在定められている高等学校卒業等の要件について、高等学校以下の正常な教育を阻害しない範囲内において、検討を進める。

⑦ 正規の学生のほか、パートタイム・スチューデントに十分な配慮を払うことも、大学の社会への開放にとって重要なことである。関連して、夜間コースや昼夜開講制を拡充し、その条件整備を進める。

⑧ 以上のように大学教育の内容を改革し、諸制度の柔軟化、開放化を図るためには、大学設置基準等の見直しと、その運用の改善が不可欠である。大学設置基準は大学の設置認可に当たっての基本要件であることを明確にし、全体としてその大綱化、簡素化を図る。あわせて、関係法令の見直しを行う。

大学設置審議会大学設置分科会については、委員の構成や専門委員会の在り方を見直し、また私立大学審議会と重複する事項について両者の機能に配慮しつつ、一本化することを検討する。

(2) 高等教育機関の多様化と連携

高等教育機関の多様な発展を促し、その相互の連携・交流を推進する。このため、４年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程等が、それぞれの個性を確立し、多彩な機能を発揮し得るよう、それらを助長する施策を講ずる。

ア、短期大学については、学科や教育課程の多様化、教育内容の弾力化を図る。

イ、高等専門学校については、工業、商船以外の分野への拡大や名称変更を検討する。

ウ、芸術系大学等の育成や充実は重要な課題であり、それぞれの特色を一層発揮させる施策を講ずる。

エ、生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の道を開くとともに、学位授与機関の創設について検討する。

① 短期大学には、高等教育機関として４年制大学に連続する面と、職業能力の育成の面とがある。今後それぞれが質的に高められることが望ましく、それぞれの短期大学が学科や教育課程を多様化し、教育内容を自由に裁量し得る余地を増大する方向で弾力化する。また、短期大学は地域社会と密接な関係にあることから、今後は、短期大学によってはコミュニティー・カレッジ化も視野に

大学審議会答申

《大学教育の改善について》

《学位制度の見直し及び大学院の評価について》

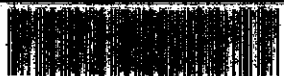
《学位授与機関の創設について》

《短期大学教育の改善について》

《高等専門学校教育の改善について》

平成3年2月8日

大学審議会



000005217

II 主要事項について

1 大学設置基準の大綱化等について

(1) 教育内容・方法に関する事項

④ 開設授業科目及び卒業要件

- ① 現在、大学が順守すべきカリキュラムの枠組みについては、学校教育法で大学の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させること」（第52条）と規定し、この目的を実現するための具体的な仕組みは、大学が開設すべき授業科目と学生の卒業要件という側面から、大学設置基準により規定されている。

(注) 大学設置基準の規定

- ・ 授業科目については、その内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に区分し、それぞれ開設を義務付けている。

このうち、一般教育科目に関する授業科目については、人文、社会及び自然の3分野にわたって開設するものとされ、外国語科目については、2以上の外国語の科目を開設するものとされている。

- ・ 卒業要件については、124単位以上の修得と、これらの授業科目の科目区分別の必要修得単位数の細目が規定されている。

- ② このように、大学が順守すべきカリキュラムの枠組みを大学設置基準で細かく規定することについては、これにより、大学教育の内容・水準が大学の如何を問わずある程度保証されてきたという点が評価される一方で、以下のような問題点がある。

ア. 各大学が、それぞれの理念に基づき、また時代や社会の進展に対応して、自由で個性的なカリキュラムを設計しようとする際に、現行の大学設置基準の規定が障害となってきた面がある。

イ. また、カリキュラムの枠組みを大学設置基準で細かく規定していることが、各大学において、カリキュラムの在り方についての真摯な検討や改善のための努力を怠らせることになっている面も見られる。

ウ. ある授業科目が、一般教育、専門教育等のいずれの科目区分に該当するかは、その授業科目を履修する学生の専攻分野等とも深く関連するものである。

エ. 一般教育等の理念・目標を実現するためには、そのことを目的とした授業科目区分を設定して教育するという方法のほかにも、大学の創意工夫により、いろいろな方法が考えられるのではないかと。

オ. 大学教育は4年間の教育全体を通じて行われるべきものであり、専門教育についても、上記大学の目的や一般教育等の理念・目標とするところに留意して教育が行われる必要がある。

- ③ これらの問題点を踏まえ、各大学がカリキュラムを自由に設計し得るようにするためには、大学が順守すべきカリキュラムの枠組みとしての開設授業科目と卒業要件に関する基準を大幅に簡素化することが適当である。

また、これを契機に、一般教育等の理念・目標を大学教育全体の中でどのように実現するかを各大学が真摯に検討し、取り組むことが期待される。

- ④ 以上のような趣旨から、大学設置基準の開設授業科目及び卒業要件に関する規定は、以下の方向で改正する必要がある。

ア. 開設授業科目については、大学設置基準上、一般教育科目、専門教育科目等の科目区分は設けないこととし、

大学は、当該大学、学部及び学科（課程）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること、教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養、総合的な判断力を身に付けさせ、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮することという趣旨を規定することとする。

イ. 学生の卒業要件については、学生が修得すべき最低の総単位数を規定するとともに、

- ⑤ この場合、大学の学則では、教育上の必要に応じた適宜の名称で授業科目を区分し、これに応じた最低修得単位数を定めることができるようになるが、従来のように、大学で開設する授業科目を専門教育科目、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目等に区分し、従来と同様の最低修得単位数を規定することも可能である。

- ⑥ このように、大学設置基準上開設授業科目の科目区分を整理することについて、これにより一般教育等を軽視する大学が出てくるのではないかと危惧する向きもある。

本審議会としては、一般教育等の理念・目標は極めて重要であるとの認識に立ち、それぞれの大学において、授業科目の枠組みにこだわることなく、この理念・目標の実現のための真摯な努力・工夫がなされることを期待するとともに、この点についての大学人の見識を信ずるものである。

- ⑦ 大学のカリキュラムの枠組みに関する大学設置基準の大綱化に伴い、今後、各大学において、一般教育と専門教育との有機的関連性に配慮しつつ、4年間一貫した、調和のとれた、かつ、効果的なカリキュラム編成に取り組むための学内の仕組みを整えとともに、常にカリキュラムの点検を行い、その現代化に努めるなど改善への努力を行うよう、自己点検・評価の実施体制を確立することが重要である。

また、学生に対するカリキュラム・ガイダンスの実施や、授業計画（シラバス）の作成等についても、学内の体制を含め、その充実が望まれる。

- ⑧ 同時に、大学関係者自身が共同してカリキュラムの研究開発に取り組むとともに、それぞれの分野の最新の成果を各大学に提供し、各大学がカリキュラムを設計する際の参考とし得るような方策についての検討が必要である。

- ⑨ 関連して、各種の職業資格に関し、資格取得の要件として、大学において特定の授業科目の修得を求めている場合があるが、大学の責任におけるカリキュラムの自由な設計という観点から、それぞれの資格認定の趣旨に応じた資格取得要件の柔軟かつ合理的な運用などについて関係省庁の理解を求めるとともに、将来的には、カリキュラムの研究開発との効果的な連携のシステムについて、配慮する必要がある。

大学審議会

1997/12/18

高等教育の一層の改善について(答申)(大学審議会 平成9年12月18日)

高等教育の一層の改善について(答申)

平成9年12月18日

大学審議会

本審議会は、昭和62年10月29日、文部大臣から、「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」諮問を受けて以来、多岐にわたる高等教育改革の課題について調査審議を進めている。

平成3年2月8日の大学審議会答申「大学教育の改善について」は、大学教育の改善の方向として、特色あるカリキュラム編成と柔軟でかつ充実した教育組織の設計、学生の学習の充実、一般教育と専門教育の改善、多様な学習機会の確保の4点を指摘している。その上で、大学教育改善の方策として、「各大学が自由で多様な発展を遂げ得よう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入すること」を提言した。これは、大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、各大学において、自らの教育理念・目的に基づき、かつ学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある発展を遂げることが、全体としての大学教育の充実に資することとなるという理念に基づくものであった。また、同時に、短期大学、高等専門学校についても、「短期大学教育の改善について」及び「高等専門学校教育の改善について」の答申が行われ、同様の趣旨から、それぞれの設置基準の大綱化と、自己点検・評価の導入等が提言された。

これを受けて、大学設置基準等が大幅に大綱化されるとともに、各大学等においては、現在、様々な改革への取組が進められている。平成8年度には、全体の約9割の大学においてカリキュラム改革が既に実施されている。さらには、伝統的な学問分野にとらわれず、学際的、総合的な名称を冠する学部や新しい理念を掲げた学部等への改組、あるいは新設も相次いでいる。シラバスの作成や、少人数講義の拡大など、教育方法等の改善も進められている。自己点検・評価は、8割以上の大学で実施されている。

このように、各大学等における改革の取組は、着実に進展しつつあるが、その全体的な評価のためには、今後の進捗状況を更に見守っていく必要がある。しかしながら、高等教育を取り巻く状況の変化は著しく、高等教育に対する社会の期待もますます高まってきている。こうした状況を踏まえ、各大学等の高等教育機関が、それぞれの理念・目標に沿って更に改革を進め、個性的な発展を遂げることににより、全体として高等教育の一層の充実が図られることが期待されている。

このような観点から、大学教育部会では、改革の状況を踏まえつつ、現状の問題点や今後の方向について審議を行うこととし、2度にわたって部会における審議の概要を総会に報告して公表するとともに、関係者からのヒアリングを実施するなど専門的かつ慎重な審議を重ねてきた。

本審議会は、同部会における審議の結果に基づき、さらに総会で審議を行い、このたび、高等教育の一層の改善について結論を得たので、逐次答申の要請に応じ、ここに答申を行うものである。

1 高等教育の一層の改善について

1 高等教育を取り巻く状況の変化

(1) 高等教育の普及とそれに伴う変化

国民の高等教育需要の高まりに加え、いわゆる少子化による18歳人口の減少ともあいまって、高等教育機関での学習を希望する人々の層や、学生の年齢分布は、今後とも拡大していくことが予想される。これに伴い、多様な能力・適性を持ち、入学前の履修歴も様々な学生、さらには、社会人、留学生など、学生の多様化が一層進むものと考えられる。大学等の高等教育機関は、このような学生の多様化や卒業後の進路の多様化を踏まえて、それぞれにその目的・性格や、教育内容・方法の在り方を、更に見直していくことが必要となっている。

(2) 学問の進展

多様な能力、適性を持つ学生に対して適切な配慮を行っていくことが要請される一方で、学術研究の進展に伴い、学生に教育すべき内容も、高度化・専門化していく。同時に、学問の総合化・学際化の傾向はますます強まり、専攻領域の広がりや、学際領域への展開も求められていく。また、学術研究の著しい進展によって、地球環境や生命倫理の問題など新たな課題が提起されるようになってきており、高等教育において、研究者の社会的責任や学術研究の成果と人間や社会とのかわりに関する高度の識見を身に付けさせることが、ますます重要となっている。高等教育においては、これらの面でも教育内容の充実を図っていくことが必要となっている。

(3) 社会・経済の変化

少子高齢化傾向の拡大、冷戦構造の崩壊、キャッチアップ経済の終焉、大競争時代の到来、生産年齢人口の減少など、我が国の社会・経済は大きな転換期を迎えている。さらに、情報通信技術の革新や自由貿易体制の拡大に伴い、経済活動をはじめあらゆる側面でグローバル化が急速に進んでいる。このような社会・経済の急激な変化の中で、高等教育機関には、単に専門分野における高度の知識・技術を習得しているだけではなく、主体的に変化に対応し得る幅広い視野や総合的な判断力や豊かな創造性を持つ人材の養成が求められている。また、産業構造の変化に伴い、高等教育を必要とする新しい職業も増加しており、従来高等教育が対象としてこなかった、新しい分野の人材の養成も求められている。さらには、現在、あらゆる分野で国際化や情報化が進行している中で、これらに対応していくための高度の知識・技能を身に付けることが、一部の専門家だけでなく、すべての学生に求められるようになっている。

(4) 生涯学習ニーズの高まり

今日の生涯学習ニーズの高まりとともに、高等教育は、20歳前後の人生の数年間の学習の場に加えて、必要が生じたときにいつでも学習できる場へと、より開かれたものとなることが必要となっている。高等教育の機能の中で、幅広い年齢層の人々に対し、その知的探求心にこたえとともに、高度で最新の専門的知識・技術を再教育することや、学問の方法を身に付ける機会を提供することの重要性が、一層高まっていくものと考えられる。

2 現状の問題点

現在、各大学等において、改革が着実に進められている。本審議会においては、その進展の状況を踏まえ、高等教育を取り巻く状況の変化を視野に入れつつ、審議を進めてきた。その審議を通じて指摘された現状の問題点は、以下のとおりである。

(1) 大学(学部)教育の位置付けの問題

高等教育の規模の拡大やいわゆる高等教育の大衆化、それに伴う学生の多様化などの変化にもかかわらず、多くの大学教員の意識は、従来の大学教育の概念から必ずしも抜け切れていない。特に、学部教育の位置付けや今後の在り方についての議論が必ずしも十分でない。

すなわち、1. 学部教育と大学院や他の高等教育機関との関係をどう考えるのか、2. 学部教育を、幅広い教養や学問修得の方法を目的とする、言わば基礎教育と考え、高度の専門教育は大学院で行うこととするのか、3. 学士の学位を授与する学士課程教育という観点から、学部教育の質やその確保をどう考えるのか、4. それぞれの学部にとどのような学生を受け入れるのか、5. 教育内容の高度化・専門化と、その多様化・総合化の要請をどのように調和させるのか、6. 生涯学習の観点からは学部教育をどのようなものと位置付けるのか、等々の事柄について、各大学における改革推進のための基本的な考え方は必ずしも明確になっていないのが実情である。

(2)カリキュラム改革を進める上での問題

カリキュラム改革を行うに当たっては、まず、それぞれの大学等において学部・学科等の教育理念・目標を明確にすることが必要である。また、教える側の視点だけでなく、学生が何を求めているのか、その学部等の多くの学生にとって、改革後のカリキュラムが能力・適性に応じたものになっているかなど、学生の視点に立つた改革が求められている。このような検討は、全学的に、あるいは学部・学科ごとに、組織的に行うことが必要であり、そのための体制をまず確立することが必要であるが、現段階では、必ずしも十分ではない面が見られる。

現在、多くの大学等で、いわゆる教養教育と専門教育との有機的な連携に配慮した一貫教育に向け、カリキュラム改革が進められている。しかしながら、その過程で、教養教育が軽視されているのではないかと危惧があるほか、教養教育を行う目的が不明確なまま、単に専門教育の入門的な授業を行うことを教養教育と呼んでいるのではないかと指摘もある。また、学問分野の専門化や細分化に伴い、専攻分野の教育内容が狭い分野に限定されてしまう傾向や、分野を越えた教員や学生の交流が乏しいこと、あるいは、学生の主体的な学習を引き出す教育の不足などが指摘されている。

(3)教育方法の問題

多様化する学生のニーズに対応し、大学等における教育を充実していくためには、入学してくる学生の実態を把握することが必要であるが、個々の大学等における学生の多様化の具体的な状況は、必ずしも十分に把握されていない場合が少なくない。既に、平成9年度からは、総合学科で学習した学生を含め、更に多様化した新しい高等学校のカリキュラムの下で学習した学生が入学していることもあり、高等学校での履修状況が異なること等により学力の内容などに差異が生じているが、きめ細かな指導が必ずしも十分でない面が見られる。

少人数教育やセミナー形式の授業の導入など、具体的な教育方法の改善も進みつつあるが、必ずしも十分でない。平成3年の大学審議会答申以後、既に多くの大学でシラバスの作成が行われており、一定の成果をあげてきている。しかしながら、現在のシラバスの多くは、学生に履修科目選択のための情報を提供する履修科目の一覧としての役割と、履修する個々の授業科目について詳細な授業計画を示すとともに学生の教室外における準備学習等についての指示を与える役割という2つの役割を果たすものとして作られており、必ずしも本来シラバスが果たすべき後者の役割を十分果たす内容にはなっていない面がある。また、大学設置基準等の改正に対応し、単位計算方式の改善も進んでいるが、1単位は教室外の学習を含めた標準45時間の学習を要する教育内容をもって構成するという趣旨が徹底せず、教室外での学生の学習を確保するための工夫が不足しているとの指摘もある。これに関連して、学生の履修科目の過剰登録という問題も指摘されている。さらに、「就職協定」が締結されなかったことに伴う企業の採用活動の早期化が、学生の授業の欠席や3年次

までの過剰履修など様々な問題を引き起こしているとの指摘もある。

学生の成績評価の基準は、全学共通授業などの実施を通じて、各大学等内では客観的基準が形成されつつある面もあるが、現状では、依然として担当教員の主観的な基準による判断に任されているなど、なお課題が多い。また、現在、学部教育の質の確保や学生の質の保証が、社会からも厳しく求められており、この面からも学習成果の評価について一層の検討が必要となっている。

少数の科目を集約的に履修し学習効果を高める目的からも、また外国も含めた他大学等との交流を容易にする目的からも、学期ごとに授業の完結するセメスター制を採用する改革が進んでいる。しかし、セメスター制と言いながら通年の授業を単に二つに分けたにすぎない運用が多いとの指摘もあり、一層の工夫を検討する必要がある。

(4)教育活動の評価の問題

近年、新聞社・雑誌社やいわゆる学習塾等により、入学者選抜における偏差値以外の多様な指標を用いて、教育活動も対象とした様々な大学等の評価が行われるようになってきているが、これは、大学等における教育活動の充実に対する社会的要請の反映であるとも見ることができる。既に平成3年の大学設置基準の改正以後、8割以上の大学で自己点検・評価が行われており、教育活動の評価への各大学の取組も着実に進んでいる。しかしながら、一部には形式的な評価に陥り教育活動の改善に十分結びついていない、外部への情報発信が足りないとの指摘もある。また、日本の大学教員には、大学の教育活動は学問の自由を支えられ、圧倒的に個人的な内容を持つものであり、他からの評価になじまないといった意識が強く、このことがややもすると教育活動の評価に消極的になる傾向があるとの指摘や、教員が研究活動を重視し、教育への意欲が少ないとの批判を生じている。

学生に対する大学等の教育機能の一層の充実が求められている今日、各大学等は、本審議会答申「教員採用の改善について」及び「大学教員の任期制について」においても指摘されているように、その理念・目標の実現に向けて教育活動の不断の改善を図るという観点から、これまで以上に教員の教育能力、教育意欲、教育上の優れた業績等の評価の実施について一層の工夫を検討する必要がある。

(5)学生の選択の幅と流動性の問題

高等教育への進学については、推薦入学や特別選抜の実施、編入学定員の設定などによって、かなり柔軟な対応がなされてきているが、今後、さらに、教育内容面でも、学生の多様な能力や学習意欲に柔軟に対応していくことが必要である。このような観点からは、必修科目が多く、選択の余地が乏しいなど、学生が自らの関心や将来の進路の希望等を踏まえて主体的に履修内容を選択していくことへの配慮が十分でないものも見られる。

さらに、単位互換や編入学などの制度についても、更に効果的な活用を図っていく余地があると考えられる。また、いわゆる専門高校卒業者の大学等への進学機会の一層の拡大を図ることや、専門学校卒業者の大学への編入学の途を開くことなどの検討も課題となっている。

(6)教育を充実するための体制の問題

カリキュラムや指導方法の改善は、これまで、個々の教員の工夫に任せられ、あるいはその自由にゆだねられ、組織として責任を持つという意識が十分でなかったことも指摘される。各大学等においては、全学的に、あるいは学部・学科ごとに、教育改善に対する組織としての取組が十分であるかどうかについて、再検討する必要がある。

また、教育内容・方法の改革を進める上で、各大学等の枠を越えた共通の議論の場が少なく、改革に関する情報の提供も必ずしも十分ではない。大学関係団体や学協会によるこのような取組も、一層積極的に行われる必要がある。

さらに、教育機能の充実・向上のためには、各大学等において、必要な教室や設備の整備、教員や支援職員の確保など、様々な条件整備が不可欠である。この点については、人文・社会科学分野を中心に見られるような大教室における一方通行型の講義や、施設設備の老朽化・狭隘化等の問題が指摘されており、これまでも様々な努力が払われてきたところであるが、いまだ十分な配慮がなされているとは言いがたい。改革を進めるに当たって、必要な教育条件の整備が伴わない場合には、教育機能の充実・向上を図ることが、かえって教員の教育面での負担を過重にすることなどにより、大学等のもう一つの重要な機能である研究面へ影響することも危惧されている。

3 一層の改善のための方策

以上のような問題点について、一層の改善のための方策として指摘された事柄は、以下のとおりである。なお、具体的な方策については、すべての大学等について一律に考えるべきではなく、それぞれの理念・目標に応じた工夫が必要である。

(1) 全体のシステムの中での大学等の在り方

高等教育は、学術研究の高度化と学際化、教養教育の趣旨の実現、生涯学習ニーズへの対応、さらには、社会の人材需要の変化や学生の多様化への配慮など、互いに競合関係にある多くの課題への対応を求められている。これらの広範な要請に対応していくためには、高等教育全体を一つのシステムとしてとらえ、全体としてこれらの要請を受け止めていくという視点が必要である。大学については、研究指向の大学、専門的な職業能力の養成に力点を置く大学、総合的な教養教育の提供を重視する大学、地域社会への生涯学習機会の提供に力を注ぐ大学など、様々な在り方が考えられる。各大学ごとに、それぞれの理念や目標を明らかにしていく中で、教育研究分野の特質に応じ、大学院など他の高等教育機関との関連に配慮しつつ、高等教育全体のシステムの中での位置付けを明確化する必要がある。また、短期大学、高等専門学校、専門学校は、それぞれ生涯学習ニーズへの対応や、教養、職業能力の育成等の面で、更に一層重要な役割が期待されている。このように、全体としてこれらの要請にこたえていくという見地から、各種の高等教育機関が、それぞれの特色を生かしつつ、更に個々の大学等が、それぞれの理念・目標等に沿って多様な対応を図り、全体のシステムの中でのそれぞれの大学等の在り方を追求することが必要である。

(2) バランスのとれた体系的なカリキュラムの編成

1. カリキュラムの編成に当たっては、まず第一に、各大学において、その理念・目標を踏まえ、当該大学卒業の条件として、学生がどのような知識及び能力を修得することを求めるのかを明確にし、そのためには、どのような授業科目を開設し、カリキュラムを組むべきかという観点から、具体的な検討を行う必要がある。

その際、例えば、専門教育に興味を抱いて入学してくる学生を対象に1、2年次から専門科目を開設するなど、教える側の視点だけでなく、各学年における学生のニーズを視野に入れた検討を行うことが重要である。また、これまで1、2年次に教養・基礎科目を開設し、本格的な専門科目は3年次以降という積み上げ方式を取るのが一般的であったが、それにこだわることなく、4年間の中で、各大学の理念・目標の実現に最も効果的なカリキュラム編成を工夫することが期待される。

なお、授業科目の多様化が進む中、学生が各々の学修目標に沿って適切に履修科目の選択を行うことができるよう、一定の科目群の中から選択を求め

る、科目相互の履修順序を明確にする、あるいは、モデル的なコースを示すなどの工夫に努めるとともに、個々の学生からの相談に応じることができる体制を整えることも重要である。

2. 平成3年の大学審議会答申は、一般教育の理念・目標の実現が一層必要になっているとの認識の下に、これが大学等の教育全体の中で実質的、効果的に実現されるよう、カリキュラム及び教育体制の改善を求めたものであった。そして、この答申を踏まえて改正された大学設置基準においても、「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮しなければならない。」と規定された。さらに、高等教育の普及に伴い、これを国民的な教養教育として位置付けるべきとの意見もあり、このような観点からも、教養教育の重要性は一層増していると考えられる。また、今日、学問の高度化・細分化が進む中で、専門分野の教育においても、学術研究の成果と人間や社会とのかかわりについての深い理解と洞察力を培う教育を行っていくことがますます強く求められている。これらのことは、大学等の社会的貢献という見地から、より深く論じられるべき事柄である。

教養教育は高等教育全体の大きな柱であり、全教員の責任において担うべきものであるとの認識を徹底することが必要である。現在、多くの大学等においてカリキュラム改革や教育研究組織の見直しが進んでいる。その際、まず第一に教養教育によって学生にどのような知識あるいは能力を身に付けさせるのか、その目的を明確にすることが必要である。その具体的な在り方は、各大学等の工夫に待つものであるが、例えば、ある外国語文献を教材とする授業を行う場合、外国語を言語として修得することが目的なのか、文献から読みとれるその国の現状や思想を学ぶことが目的なのかといった点を明確にし、その目的に適した方法で授業を行うなど、明確な目的意識と適切な方法による教養教育を実施することが必要である。また、教養教育に責任を持つ組織については、特に平成3年答申以後教養部の改組転換を行った大学において、旧教養部に代わって設置した教養教育に関する委員会等の組織が必ずしも十分に機能していない例もあるとの指摘がある。各大学においては、教養教育は、従来からの専門学部の教員を含め、全教員が責任を持って担うべきものであるという認識の下、その実施・運営に責任を持つ組織を明確にするとともに、一部の教員に過度の負担が集中したり、学部・学科間の連絡が稀薄なために、学生の教育研究に支障を来すことのないようにする必要がある。その中で、例えば、自然科学や人文・社会科学の分野を越えて教員や学生が交流することなどを通じて、教育研究の活性化を進めることも必要である。また、社会福祉施設におけるボランティア活動や企業での実習など、学外での体験学習を取り入れた授業科目を開設することも望ましい。さらに、カリキュラムの内容の一層の多様化を図るため、放送大学の授業科目を活用するなどを含め、他の高等教育機関との連携を進めることも期待される。

3. また、それぞれの学問分野は、細分化・専門化の度合いを強める傾向にある一方で、学際的なアプローチによる研究の重要性が高まっていることから、関連する分野に関する幅広い教育が求められる。このため、学部・学科の壁を越えた共通授業科目の開設、異なる分野の学生同士や学生と教員が教育研究について交流できる場の工夫なども必要である。その際、狭い専門に偏らない幅広い知識を身に付けるために、複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を、各大学等の事情に応じて検討していくことが望ましい。さらに、過度に細分化した学科の再編・統合を含め、学問の進展等に応じた学科の在り方の見直しが必要である。

近年、伝統的な学問分野に対応しない新しい名称の学部等の新設が多く見られる。

その評価のためには、それぞれの学部における教育研究の状況を更に見守

る必要があるが、教養教育の重視、旧来の学問分野にとらわれない教育研究の推進等の面で、その成果が期待される。

専門教育の内容については、各大学において、その理念・目標に従って判断されるべきものであるが、その際、学生や社会が求めるニーズをも十分考慮に入れた上で、具体的な検討が行われることが望ましい。

さらに、専門教育が過度に細分化・専門化することのないよう、専門分野ごとに最小限必要な教育内容(コア・カリキュラム)を明確にしていくことについて、組織的に検討することが必要である。

4. 各大学等においては、高等学校との関連にも留意する必要がある。各大学等においては、高等学校のカリキュラムの動向や学生の実態を踏まえつつ、当該大学の授業を受けるために必要な科目については、高等学校での履修を求めるなどの方法により、入学前に学生が学習すべき内容に関する情報提供に努めるとともに、入学後、必要に応じて学生の履修歴等に対応した補習教育を実施するなどの工夫を通じて、中等教育から高等教育への移行を円滑に進めることが求められる。同時に、入学選抜においては、専門高校や総合学科の卒業者を対象とした選抜方法を導入するなど、高等学校における学生の実情に配慮することが望ましい。
5. 大学院との関連では、専門の基礎的な授業から、大学院との共通授業まで多様なレベルの授業科目を設定するなどにより、学生がゆとりを持って自分の専攻や進路を決定できるように、学生自らが学部教育内容を精選しつつ、能力と意欲に基づき高度な学習の選択も可能とするよう配慮がなされることが必要である。
6. さらに、幅広い知識と豊かな人間性を涵養するためには、授業だけでなく、課外活動等を含む大学生活全般を通じて学生が学んでいくことの意義についても十分配慮することが必要である。体育系、文科系のサークル活動やこれらのための施設設備の在り方等についても、今後の検討課題である。

(3) 学習効果を高める工夫

1. 学生の学習効果を高めるためには、少人数・双方向の教育、実験・実習、フィールドワーク、ディベートなど様々な工夫をする必要がある。また、学生の履修歴が一層多様になり、特定科目について既修者、未修者が存在することなどから、補習教育を行うほか、科目にグレードを付け、学生が段階的に履修できるようにすることも効果的であると考えられる。さらに、個々の学生の理解度に沿ったきめ細かな指導を行うため、ティーチング・アシスタントを活用することも有効である。
2. 学生の教育を充実する上で、シラバスの作成とその内容の充実が有効である。特に教員・学生間での双方向の授業が成り立つためには、事前に学生が授業についての学習上の情報を得、その趣旨を十分理解した上で十分な準備学習や復習等ができるようにすることが必要であり、この意味でもシラバスの充実が求められている。現在作成されているシラバスの多くは、学生に履修科目選択のための情報を提供する履修科目の一覧としての役割と、履修する個々の授業科目について詳細な授業計画を示すとともに学生の教室外における準備学習等についての指示を与える役割という二つの役割を果たすものとして作られているが、今後は、後者の役割を十分果たすような内容の充実したシラバスを作成する必要がある。このようなシラバスは、全学生向けの科目選択用のシラバスとは別に、個々の教員が、各授業科目を履修する学生に対して配布する性質のものであり、全教科同じ形式である必要はなく、それぞれの授業科目の特性などに沿って、適切に作成することが重要である。

また、履修科目の選択のための情報を提供するシラバスの作成に当たっては、学生が自分の専攻分野とそれぞれの授業科目との関連や授業科目の学問分野における位置付けを把握でき、一貫した体系的な履修の便に資するようすることが期待される。

3. セメスター制は、これまで、2単位科目を増やすことにより、選択の幅を広げた

めに使われる傾向があった。しかし、セメスター制は、むしろ、1セメスターという短い期間で少数の科目を集約的に履修し、学習効果を高める点に意義があり、そのためには、2単位科目に限らず、1セメスターで完結する4単位科目あるいは3単位科目を開設するなどの工夫が必要である。セメスター制は、学生だけでなく教える側の教員にとっても密度の濃い教育活動を要求するものであり、これまでの実績からも教育効果が高いことが示されている。2学期制の学期完結方式以外にも、3学期制や3学期と夏学期を合わせたクォーター制なども考えられ、各大学等の事情に応じて、学習効果を高めるための学期制度の導入が検討されることが望ましい。その際、各科目の授業内容のまとまりや科目間の関連に留意するなどの配慮が必要である。

4. 個々の授業や学習成果の評価の在り方についても改善する必要がある。平成3年の大学設置基準の改正により新しい単位の計算方法を導入した趣旨を踏まえ、レポートなど教室外における学習を含め、きめの細かい配慮を行うことが必要である。特に、大学設置基準では、1単位は教室外の学習を含めた標準45時間の学習を要する教育内容をもって構成されるものとされている趣旨に鑑み、授業に当たっては、学生が事前・事後に教室外において相当時間分学習を行うように指導上工夫することが、教員の責任であることを十分に踏まえておくことが重要である。そのためには、オフィス・アワーを設け、学生の学習に個別に対応することも有効である。また、学習の指導にティーチング・アシスタントを活用することなども考慮されてよい。同時に、履修科目の登録に際しては、標準45時間の学習を要するという単位制の趣旨に鑑み、履修科目が過度に多くならないよう学期毎の登録単位数の上限を設けるなど、履修制度の整備や学生に対する適切な履修指導を行う必要がある。その上で、学習成果の評価に当たっては、教育理念や目標を踏まえて厳格に学習成果を評価し単位を認定することや、複数の教員によりあらかじめ評価基準を協議し、単位認定に際しての客観性を確保することなど、成績評価に対するより一層責任ある姿勢が求められる。なお、教室外における学習を徹底させるためには、指導を担当する個々の教員の努力に加え、図書館の座席数や開館時間、貸出期間など施設設備利用の面からの学習環境の整備にも留意する必要がある。

本審議会としては、各大学等に対して以上のような努力を求めると同時に、就職活動の早期化により学業に支障を及ぼすことのないよう、大学の教育活動を尊重した採用についての産業界の適切な配慮を強く要請したい。

5. 教育内容・方法の改善のための組織的取組が必要である。学生による授業評価の導入、新任教員のオリエンテーションの実施などのほか、教授法に関するマニュアルの作成、教科書など教材の開発なども有効である。従来、教育の内容・方法の改善は、多くの場合、個々人の努力によるものであり、その成果も個々の教員の情報にとどまっていた。今後は、個々の教員レベルだけでなく、全学的に、あるいは学部・学科全体で、非常勤講師の参加も得て、それぞれの大学等の理念・目標や教育内容・方法についての組織的な研究・研修(ファカルティ・ディベロップメント)を推進することが必要である。

また、個々の専門分野毎に、大学関係団体等が中心となって、このような活動を展開することも重要である。

大学審議会

1998/10/26 答申等

21世紀の大学像と今後の改革方策について —競争的環境の中で個性が輝く大学— (答申) (平成10年10月26日 大学審議会)

21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)
—競争的環境の中で個性が輝く大学—

目次

はじめに

第1章 21世紀初頭の社会状況と大学像

1. 21世紀初頭の社会状況の展望と高等教育
 - (1) 高等教育を取り巻く21世紀初頭の社会状況の展望等
—「知」の再構築が求められる時代—
 - (2) 我が国の発展と高等教育
2. 高等教育改革進展の現状と課題
3. 21世紀初頭の大学像
 - (1) 高等教育機関の多様な展開
 - (2) 高等教育規模の展望
 - (3) 大学改革の基本理念 —個性が輝く大学—

第2章 大学の個性化を目指す改革方策

1. 課題探求能力の育成 —教育研究の質の向上—
 - (1) 学部教育の再構築
 - (2) 大学院の教育研究の高度化・多様化
2. 教育研究システムの柔構造化 —大学の自律性の確保—
 - (1) 多様な学習需要に対応する柔軟化・弾力化
—学生の主体的学習意欲とその成果の積極的評価—
 - (2) 大学の主体的・機動的な取組を可能とするための措置
 - (3) 地域社会や産業界との連携・交流の推進
 - (4) 国際交流の推進
3. 責任ある意思決定と実行 —組織運営体制の整備—
 - (1) 責任ある運営体制の確立
 - (2) 大学情報の積極的な提供
4. 多元的な評価システムの確立 —大学の個性化と教育研究の不断の改善—
 - (1) 自己点検・評価の充実
 - (2) 第三者評価システムの導入
 - (3) 資源の効果的配分と評価

5. 高等教育改革を進めるための基盤の確立等

別紙1 高等教育改革の進展の状況(概要)

別紙2 高等教育における現状の問題点

大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(答申)
—競争的環境の中で個性が輝く大学—

はじめに

1. 高等教育を取り巻く21世紀初頭における社会状況は現状から更に大きく転換し、人類にとって真に豊かな未来の創造、科学と人類や社会さらにそれらを取り巻く自然との調和ある発展等を図るため、多様で新しい価値観や文明観の提示等が強く求められるようになると考えられる。このため、その知的活動によって社会をリードし社会の発展を支えていくという重要な役割を担う大学等が、知識の量だけではなくより幅広い視点から「知」を総合的に捉え直していくとともに、知的活動の一層の強化のための高等教育の構造改革を進めることが強く求められる時代—「知」の再構築が求められる時代—となっていくものと考えられる。
大学等においては、この10年間に於いて、本審議会答申等を受けて改革が進められ成果をあげてきているが、このような21世紀初頭において、その期待される役割を十分に果たすことができるよう更に大胆な改革を速やかに推進していくことが強く求められている。
2. 本審議会は、平成9年10月に文部大臣から「21世紀の大学像と今後の改革方策について」諮問を受けて以来、上記のような認識に立って、大学等の多様化・個性化の推進、国際的な通用性の向上などの視点を踏まえつつ、大学等の自主性・自律性を高めるシステムの柔構造化等の一層の推進と、そのための基礎となる基本的枠組み等についての法令上の明確化を含めた整備を図ることを基本として審議を行ってきた。なお、総合的な審議を行うため、新たに基本構想部会を発足させ、大学院部会、大学教育部会、組織運営部会及びマルチメディア教育部会の各部会の密接な連携の下に、関係者からのヒアリングを行うなど精力的な調査審議を重ねた。
平成10年6月30日に「中間まとめ」をとりまとめ公表した後、「中間まとめ」に対する各界の意見を踏まえつつ、総会及び各部会において更に審議を深めてきたが、ここに「21世紀の大学像と今後の改革方策について」結論を得たので、答申を行うものである。
3. 答申は、第1章で、高等教育を取り巻く21世紀初頭の社会状況等を展望し、その中で我が国の発展の方向と高等教育の役割について述べている。それを踏まえつつ、これまでの高等教育改革進展の現状と今後の課題を整理した上で、21世紀を迎えるに当たり今何が大学等に求められているか、今何をなすべきかという視点から、高等教育機関の多様化・個性化の必要性や規模の考え方、今後の大学改革の基本理念について述べている。具体的には、i)課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上、ii)教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、及びそれを支えるiii)責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備、さらにこうした大学の取組についてのiv)多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善、という四つの基本理念を提示し、その理念に沿って総合かつ具体的な改革を実施していく必要があることを提言している。
第2章では、第1章で提言した四つの基本理念に沿った具体的な改革方策を提言す

る充実・発展に大きく貢献してきた。

- b. 人類全体にとって一層困難な課題が生じてくると考えられる21世紀初頭において、我が国が世界と協調しつつ、そのより良い解決に向け貢献していくためには、知的活動によって社会をリードし社会の発展を支えていくという重要な役割を担う大学をはじめとする多様な高等教育機関が、世界的水準の教育研究や特色ある教育研究をそれぞれ展開していくことが不可欠である。これにより、高等教育システム全体として、我が国のみならず世界の発展の原動力となる優れた人材の養成・確保、人類の知的資産の継承と未来を拓く新しい知の創造、社会の発展や文化創造への積極的貢献、知的資源を活用した国際協力等、様々な面において求められる重要な役割を従来にも増して十分に果たしていかなければならない。

(イ) 我が国の発展の方向と高等教育

- a. 我が国は、21世紀の国際社会において、政治・経済面はもとより人類の未来に立ち及ぶ地球環境問題など地球規模の諸問題解決への貢献、人類共通の知的資産の創造、新たな文化や価値観の創造等の面において、国際社会で知的リーダーシップを発揮できる国として積極的な役割を果たしていくことが求められている。
- b. また、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとっては、国民の知的・文化的基盤の一層の充実・向上を図ることが、今後、我が国が活力のある国家として国際社会の中で発展していくための鍵となる。特に、学術研究の推進と科学技術の発展は重要であり、従来の追い付き型の手法から脱却し、人文・社会科学と自然科学の調和ある発展を図る科学技術創造立国を目指して、自ら独創的な知的資産を創造するとともに、新しい領域を開拓し、ひいては人類社会の発展に貢献していくことが求められている。
- c. さらに、物質的な豊かさのみならず精神的な豊かさが実感できる社会、国民一人一人の個性が尊重され多様な価値観の下に自己実現を図ることのできる社会、女性と男性が社会のあらゆる分野に対等な立場で参画する男女共同参画社会、年齢差などを越えお互いに支え合うことのできる共生社会など、真に豊かな社会が実現できる国として、人類全体の豊かな未来の創造をリードしていかなければならない。
- d. 我が国が21世紀初頭の国際社会において、上記に述べるような国として国際貢献を果たしつつ発展していくことは、大学等の高等教育機関が、(ア)に述べた役割を十分に果たすことによって初めて可能となるものであり、高等教育の役割の重要性が改めて認識されなければならない。

2 高等教育改革進展の現状と課題

高等教育改革については、本審議会の答申等を踏まえ、教育研究の高度化・多様化・個性化、組織運営の活性化の方針の下に、この10年間に於いて諸制度の大綱化、弾力化等が図られるとともに、高等教育関係者の間に改革の必要性についての意識が覚醒され、改革に向けての具体的な取組が着実に進められてきている。過去10年の間に高等教育全体として改革の動きが始まったことは大きな前進であり高く評価されるべきであるが、その進展の度合いは個々の大学等により様々であり改善すべき問題点も依然として少なくない。

高等教育関係者は、大学等に対する社会の側からの様々な批判はいまだ完全には払拭されていないという現状を重く受け止めつつ、来るべき21世紀初頭の社会状況の展望等の上から、我が国の大学等が期待される役割を果たし世界的に評価され

るものとなるようにするため、今なすべきことを明確にし、更に大胆かつ積極的に改革を推進していく必要がある。

i) これまでの改革の進展状況

高等教育については、本審議会の答申等を踏まえ、この10年間に於いて別紙1のように諸制度の大綱化、弾力化等が図られるとともに、高等教育関係者の間に改革の必要性についての意識が覚醒され、改革に向けての具体的な取組が着実に進められてきている。

学部段階の教育については各大学等の自由な創意工夫による多様化・個性化の推進と教育研究の質の向上を図るとの基本的な考え方の下に、また、世界的水準の学術研究の推進、優れた研究者及び高度専門職業人の養成の中核的機関である大学院については教育研究の高度化を目指して質・量ともに飛躍的充実を図るとの基本的な考え方の下に、様々な改革が進められてきた。

また、各大学等の多様化・個性化、質の高い教育研究の推進の基盤である組織運営については、その活性化を図り、大学等をめぐる諸情勢が変化の中で、組織全体としてまとまりを持ち自主的にかつ責任を持って適時・適切な意思決定と実行ができるようにするとの基本的な考え方の下に、様々な改革が進められてきた。

さらに、大学等が教育研究水準の向上と活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、自ら不断に点検・評価を行い改善の努力を重ねていくことが不可欠であり、自己点検・評価をはじめとする評価の充実についても様々な取組が進められてきている。

ii) 現状の問題点と課題

(ア) 現状の問題点

- a. 過去10年の間に高等教育全体として改革の動きが始まったことは大きな前進であり、高く評価されるべきである。しかしながら、その進展の度合いは個々の大学等により様々であり、別紙2のように高等教育関係者のみならず学生、社会、産業界等から今なお教育研究及び組織運営等について厳しい問題点の指摘がある。
- b. 学部段階の教育については、一般に教員は研究重視の意識は強いが教育活動に対する責任意識が十分でない、授業では教員から学生への一方通行型の講義が行われている、授業時間外の学習指導を行っていない、学期末の試験のみで成績評価が行われている、成績評価が甘く安易な進級・卒業認定が行われている、教養教育が軽視されているのではないかとの危惧がある、専門分野の教育が狭い領域に限定されてしまう傾向があるなど、教育内容と教育方法の両面にわたり多くの問題点が厳しく指摘されている。また、学生によっては、授業に出席しない、授業中に質問をしない、授業時間外の学習が不十分である、議論ができないなど、学習態度とその成果の両面について問題点が指摘されている。
- c. 大学院については、各課程において研究者養成、高度専門職業人養成などの目的に即した体系的なカリキュラムが編成されていない、学生の大学間移動が少なく、また、教員についても当該大学出身者が大半を占める場合が多く学問的刺激が十分でない、大学院独自の教員組織が弱い、地域社会との連携・交流や国際交流の推進が十分とは言えない、さらに学部学生も含め学生に対する経済的支援が不十分であるなどの問題点が指摘されている。
- d. 組織運営については、閉鎖的・硬直的であるとの批判がいまだに払拭されていない、

学部自治の名の下に学問の進歩や社会の変化に対応した改革の推進に支障が生じている、情報公開や情報発信機能が不十分であるなどの問題点が指摘されている。

- e. 自己点検・評価については、ほとんどの大学等で実施されているものの形式的な評価に陥り教育研究活動や組織運営の改善に十分結び付いていない、外部評価や第三者評価などが十分に行われるに至っていないなどの問題点が指摘されている。

(イ) 21世紀への課題

- a. この10年間に於いて高等教育改革に大きな努力が払われているものの、いまだ改善が進んでいない問題点も多い。一方で、大学等の変化に対する社会の要請は改革の進展状況よりもはるかに大きく、また、21世紀を目前に控え、高等教育を取り巻く社会状況の変化は一層激しく、高等教育に対する社会の期待もますます高まってくるものと考えられる。
- b. 今後、これまでの改革の成果と問題点についての厳しい認識を踏まえつつ、21世紀初頭の社会状況の展望等の上に立って、我が国の大学等が期待される役割を果たし世界的に評価されるものとなるようにするため、今なすべきことを明確にし、更に大胆かつ積極的に高等教育改革を推進していかなければならない。

3 21世紀初頭の大学像

人類の真に豊かな未来の創造に向けて「知」の再構築が求められる21世紀初頭において、我が国の高等教育が世界的水準の教育研究を展開し、その期待される役割を十分に果たしていくためには、この10年間における改革進展の現状を踏まえつつ、更に高等教育改革を進めていくことが必要である。

このため、高等教育機関全体で社会の多様な期待や要請等に適切にこたえていけるよう各大学等の自律性に基づく多様化・個性化を進めるとともに、卒業時における質の確保のための取組の抜本的充実、大学院の役割の増大に対応する更なる整備充実、国際的通用性・共通性の向上、大学等の社会的責任等を重視しつつ、今後、下記(3)に述べる大学改革の四つの基本理念に沿って、教育研究の見直し等を大胆に進め、新しい高等教育システムを構築していかなければならない。これにより、各大学等が教育研究の質の不断の維持向上を図り、切磋琢磨する状況が創出され、それぞれが個性が輝く大学等として発展していくことが求められる。

(1) 高等教育機関の多様な展開

今後、社会・経済の更なる高度化・複雑化や国際化の進展に伴い、教育研究の質の高度化及び人材養成に対する要請等の多様化への適切な対応が一層求められていく。また、進学率の上昇や生涯学習需要の高まり等に伴い、より幅広い層の国民に対し、それぞれの関心や意欲に応じてその能力を十分に伸ばしていくための多様な充実した教育機会の提供が一層重要となっていく。このような高等教育に対する質の高度化への要請や社会の需要の一層の多様化等に適切にこたえらるとともに、長期的視点に立った教育研究の展開によって社会をリードしていくという役割を果たすためには、大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校が、それぞれの理念・目標を明確にし、それぞれの特色を生かしつつ多様化・個性化を進め、国公立の各高等教育

機関全体で社会の多様な要請等にこたえていく必要がある。

1) 各高等教育機関の多様化・個性化

高等教育に対する社会の多様な要請等に適切にこたえていくためには、大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校という各学校種ごとにその求められる役割を果たしていくのみならず、各学校種の中においても、個々の学校がそれぞれの理念・目標に基づき様々な方向に展開しつつ、更にその中で多様化・個性化を進めていかなければならない。

大学は、それぞれの理念・目標に基づき、総合的な教養教育の提供を重視する大学、専門的な職業能力の育成に力点を置く大学、地域社会への生涯学習機会の提供に力を注ぐ大学、最先端の研究を志向する大学、また、学部中心の大学から大学院中心の大学など、それぞれの目指す方向の中で多様化・個性化を図りつつ発展していくことが重要である。

短期大学は、高い教養を培うとともに職業における専門的能力を育成する教育機関として多様化・個性化を図り発展していくことが期待されるが、制度上の位置付けなどについて今後検討が必要との意見もあることから、更なる本審議会での検討が必要である。

高等専門学校は、発想力豊かな実践的技術者を育成する教育機関としての機能を引き続き果たしながら、多様化・個性化を図っていくことが期待されるが、教育の在り方などについて今後検討が必要との意見もあることから、更なる本審議会での検討が必要である。

専門学校は、実践的な知識・技術等を習得するための実践的な教育機関として定置しており、今後とも社会の変化に機敏に対応しながら、主に産業社会の求める人材の養成機関として一層の多様化・個性化を進め、更に発展していくことが期待される。

i) 大学(学部(学士課程)、修士課程、博士課程)

(ア) 多様化・個性化の推進

- a. 大学は、高度な研究活動から生涯学習機会の提供に至るまで後期中等教育修了後の教育研究に対する多様な要請を受け止める高等教育の中核的機関として、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成・確保、人類の知的資産の継承と未来を拓く新しい知の創造、社会の発展や文化創造への積極的貢献、知的資源を活用した国際協力等、様々な面において社会をリードし社会の発展を支えていく中心的な役割を果たすことが期待されている。このため、大学は、社会の変化を見通しそれに機動的に対応しつつ、国際的な通用性・共通性の確保にも十分留意しながら一層その教育研究機能を高めていく必要がある。
- b. その際、各大学は、それぞれの教育研究についての理念・目標を明確にし多様化・個性化を進めるとともに、教育研究分野の特質に応じ他の高等教育機関との関連にも留意しつつ高等教育全体のシステムの中でどのような独自の役割を果たすのかを学内外に明らかにする必要がある。その結果として、それぞれの理念・目標に基づき、例えば、総合的な教養教育の提供を重視する大学、専門的な職業能力の育成に力点を置く大学、地域社会への生涯学習機会の提供に力を注ぐ大学、最先端の研究を志向する大学、また、学部中心の大学から大学院中心の大学などが混在する中で、個々の大学が多様な個性・特徴と独自の存立意義を持ちながら教育

研究を展開していくことによって、大学全体として社会の多様な要請等にこたえていくことが可能となる。

(イ) 学部(学士課程)教育

学部(学士課程)教育については、21世紀における社会状況等を踏まえ、各大学の理念・目標、専門分野によって違いはあるものの、今後、自ら主体的に学び、考え、柔軟かつ総合的に判断できる能力等の育成が重要であるという観点に立ち、幅広く深い教養、高い倫理観、実践的な語学能力・情報活用能力の育成とともに、専門教育の基礎・基本等を重視するなどの方向で学部の教育機能を組織的・体系的に強化していくことが必要である。さらに、学生の多様な能力・適性や学習意欲に柔軟にこたえていくため、学部・学科を越えた共通授業の開設や転学・転部などについての柔軟な対応など、学生の選択の幅や流動性を拡大する工夫も重要である。

(ウ) 大学院における教育研究

大学院については、学術研究の中心としての発展とともに、今後、社会・経済の高度化・専門化、大学等と社会との往復型の生涯学習社会への転換等が一層進行していくことを踏まえた高度専門職業人養成機能の一層の強化が重要になる。その際、職業上必要な新しい知識・技術を求める者や、実社会で身に付けた実践的な知識・経験を学術的に更に高めたいことを希望する者に対して広く門戸を開き、その需要に十分にこたえ得るようにしていく必要がある。

ii) 短期大学

(ア) 多様化・個性化の推進

- 短期大学は、学校教育法において4年制大学と目的及び修業年限を異にする大学として位置付けられ、制度創設以来、私立短期大学を中心に量的整備が図られ、特に女子の高等教育の場として大きな役割を果たしてきたが、近年における科学技術の高度化、国際化・情報化の進展、生涯学習社会への移行などの社会の変化、18歳人口の減少や女子学生の4年制大学指向の高まりなど、短期大学をめぐる状況の変化を踏まえた対応が求められている。
- 短期大学が、今後一層、社会において重要な役割を果たしていくためには、その特色を生かしつつ多様化・個性化を図り、i)教養教育と実務教育が結合した専門的職業教育、ii)より豊かな社会生活の実現を視野に入れた教養教育、iii)地域社会と密着しながら社会人や高齢者などを含む幅広い年齢層に対応した多様な生涯学習機会の提供など、多様な要請等にこたえて教育機能の一層の充実を図ることが必要である。
- このため、各短期大学においては、i)時代の要請に合った学科の新設や改組、ii)学位授与機構の認定を受けた専攻科の設置、iii)入学者選抜方法の多様化、iv)平成3年の短期大学設置基準の大綱化を受けたカリキュラムの見直しなど、様々な改革を今後とも積極的に進めていく必要がある。

(イ) 制度上の位置付け等についての今後の検討

世界的には、職業人の再学習をはじめ国民の間の生涯学習需要にこたえるために適した制度として短期高等教育の充実を図る動きが見られるところであり、短期大学については、社会や時代の変化に対応した短期大学の制度上の位置付けや名称などについて今後検討が必要であるとの意見もあることから、更に本審議会で検討を行うことが必要である。

iii) 高等専門学校

(ア) 多様化・個性化の推進

- 高等専門学校は、即戦力としての実践的技術者の養成を目指し後期中等教育段階の教育を含む五年一貫の高等教育機関として創設され、その教育成果は産業界等から高い評価を受けてきたところであり、今後とも発想力豊かな実践的技術者を育成する教育機関としての重要な役割を果たしていくことが期待される。
- しかし、高等専門学校を取り巻く状況を見ると、i)産業構造や社会環境の変化により、実践的技術者としての高等専門学校卒業生に対して従来に増して自主性・創造性が求められてきていること、ii)高等専門学校卒業後、専攻科や大学へ進学する学生が増加してきていること、iii)科学技術の進展に対応したより高度の専門職業人の養成のため、教育活動を支える研究活動の推進が求められていること、iv)公開講座の開設など生涯学習需要への積極的対応や地域社会との連携協力の推進がますます重要となってきていること、などが挙げられる。このような状況の変化や新たな要請に対応しつつ、多様化・個性化を図っていく必要がある。
- また、高等専門学校は全体の規模が小さく情報も少ないことなどから一般の人々の認識は必ずしも十分とは言えない点もあるため、高等専門学校における教育・研究の成果等を広く一般に情報提供していくことが重要である。

(イ) 教育の在り方等についての今後の検討

高等専門学校については、今後の時代の変化等を踏まえ、高等専門学校における教育の在り方、組織運営の在り方、名称を含めた社会的認識の改善の問題等について、更に本審議会で検討を行うことが必要である。

iv) 専門学校

専門学校は、実際的な知識・技術等を習得するための実践的な職業教育・専門技術教育機関として定着しており、今後とも社会の変化に機敏に対応しながら、主に産業界の求める人材の養成機関として一層の多様化・個性化を進め、更に発展していくことが期待される。

また、生涯学習需要に対応しより地域に密着した高等教育機関として重要な役割を果たしており、今後も、成人・社会人向けの開設科目の多様化や、附帯教育事業を活用した夜間、早朝などの時間帯における様々な期間の学習コースを開設するなどの工夫を一層進め、地域社会の要請に適切にこたえていく必要がある。さらに、平成6年の専修学校設置基準の改正の趣旨に沿った教育内容の充実や教育条件の向上とともに、安定した経営基盤の確立に向けて一層の努力が求められる。

以上のように、個々の高等教育機関が、その理念・目標に基づき、それぞれの学校種の特色を生かしながら、その中で更に個性を発揮し、自由で多様な発展を遂げることが一層必要である。これにより、高等教育システム全体として、社会や国民の多様な要請等に適切に対応し、高等教育機関として求められる役割を十分に果たしていくことが可能となるものと考えられる。

には、今後、i)課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上、ii)教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、及びそれを支えるiii)責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備、さらにこうした取組についてのiv)多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善、の四つの基本理念に沿って現行制度を大胆に見直し、各大学が更なる向上を目指して切磋琢磨し、発展していくことのできる新しい高等教育システムへ転換していかなければならない。また、各大学等においてもこれらの基本理念と今後の改革方を踏まえ不断の自己改革に取り組んでいく必要がある。

- b. この際、21世紀初頭の社会状況の展望においても述べたように、今後、高等教育においても地球規模での協調・共生の必要性が高まっていくが、一方で地球規模での相互の競争が激しくなることなどを考えると、大学等の自律性に基づく多様化・個性化を推進するとともに、我が国の高等教育システム全体として教育研究における国際的な通用性・共通性の確保と国際競争力の強化に努めていかなければならない。また、大学等は、社会的存在としてその責任を十分に果たしていくことを一層重視する必要がある。

(イ)各大学等における取組

四つの基本理念に沿った改革は一体的に推進されることが必要であるが、個々の具体的改革方案には、すべての大学等において共通的に取り組んでいくことが必要な事項のほか、各大学等がその理念・目標に沿って自主的に判断することが適切な事項も含まれている。各大学等においては、多様化・個性化を一層推進する観点から、その理念・目標を踏まえつつ、以下の具体的改革方を適切かつ総合的に推進していくことが必要である。

(ウ)短期大学及び高等専門学校についての取扱い

以下及び第2章に述べる四つの基本理念に沿った改革方案においては、大学学部及び大学院を中心に記述している。短期大学及び高等専門学校については、その特性等を踏まえつつ、大学学部と準じた取組を進めることが基本的には適当であると考えられる。

i) 課題探求能力の育成 —教育研究の質の向上—

21世紀初頭の社会状況の展望等を踏まえると、今後、高等教育においては、「自ら学び、自ら考える力」の育成を目指している初等中等段階の教育を基礎とし、「主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探索し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力」(課題探求能力)の育成を重視することが求められる。また、学部教育では、教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視し専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力等を培うこと、専門性の一層の向上は大学院で行うことを基本として考えていくことが重要となる。さらに、高等教育の普及等に伴う学生の一層の多様化等が進行していくことを踏まえ、卒業時における質の確保、国際的な通用性の向上等を重視しつつ、教育研究の質の向上と高度化に一層努めることが必要である。

(ア)求められる人材

- a. 今後、我が国のシステムはあらゆる面において従来の追い付き型のシステムから、世界の先駆者として自ら先頭に立って次代を切り拓いていくことのできるシステムへと大きく転換していかなければならない。このような我が国の状況や将来の社会状況

の展望等を踏まえると、今後、高等教育においては、「自ら学び、自ら考える力」の育成を目指している初等中等段階の教育を基礎とし、変化が激しく不透明な時代において「主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探索し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力」(課題探求能力)の育成を重視することが求められる。さらに、自主性と自己責任意識、国際化・情報化社会で活躍できる外国語能力・情報処理能力や深い異文化理解、さらには高い倫理観、自己を理性的に制御する力、他人を思いやる心や社会貢献の精神、豊かな人間性などの能力・態度の醸成が一層求められる。

- b. また、科学技術創造立国の実現や学術研究の推進等のためには、質の高い職業人・技術者、高度な専門的知識・能力を持ち新しい領域を開拓することのできる人材や起業家精神に富んだ人材、創造性・独創性豊かな優れた研究者の養成が一層不可欠となる。さらには世界的な視野での人材養成への貢献も一層重要となってくる。

(イ)学部教育と大学院教育

生涯学習社会への移行が一層進展する中で、今後、学部位階の教育では、初等中等教育段階からの円滑な移行の観点から、教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視した教育を行うことにより専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力や生涯学習の基礎等を培うこと、また、大学院では継続的な専門性の一層の向上を行うことを基本として考えていくことが重要となる。

(ウ)卒業時の質と国際的な通用性の確保等

高等教育の一層の普及、18歳人口の減少等に伴う学生の多様化等が進む中で、高等教育がその役割を十分に果たし教育研究全体の質の維持・向上と世界をリードする教育研究の展開を推進していくためには、現状の問題点を厳しく認識し大胆な改革を進め、課題探求能力の育成を重視しつつ、卒業時における質の確保と教育研究の質の一層の向上、高度化を推進していかなければならない。その際、今後あらゆる側面で地球規模での交流等が急速に拡大していくことを考えれば、大学における教育研究、特に教育活動の内容が国際的な通用性を有することが不可欠となっていく。例えば、工学分野においては、工学教育の国際的な通用性を担保する目的で、大学の工学教育の内容を評価し質の維持向上を図るとともに、その評価システムを国際的な共通標準に準拠させようとする仕組みが我が国においても検討されているところであり、今後このような取組なども視野に入れ、改革を進めることが重要となってくる。

ii) 教育研究システムの柔構造化 —大学の自律性の確保—

高等教育の普及等に伴う学生及び学習需要の多様化等の一層の進行、社会の更なる複雑化と変化の一層の加速等が予想される中で、高等教育がその期待に適切に対応していくためには、学生の主体的学習意欲及びその学習成果を積極的に評価し得るような制度、大学が自律性を確保しながら一層積極的・機動的に社会の要請等に対応できるような制度、国際的な通用性の高い制度へと、教育研究システムをより柔構造化していくことが必要である。

(ア)多様な学習需要への積極的対応

- a. 今後、高等教育の一層の普及に伴い、従来よりも更に多様な能力・適性を持ち入学前の履修歴も様々な学生が増加することが予想される。また、高等教育における再学習を通じた個人の職業能力等の向上の必要性の増大、心豊かな生き方を求める

る。

この答申で提言した具体的な改革方策が、国公立大学において積極的に推進されることにより、各大学が教育研究の質の不断の維持向上を図り、切磋琢磨する状況が創出され、それぞれが“個性が輝く大学”として発展していくことが求められている。

第2章 大学の個性化を目指す改革方策

1 課題探求能力の育成—教育研究の質の向上—

今後、高等教育の普及が一層進むことを踏まえると、卒業時における質の確保を重視したシステムへの転換が必要である。このため、学部段階においては、初等中等教育における自ら学び、自ら考える力の育成を基礎に「課題探求能力の育成」を重視するとともに、専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力等を培うことを基本として、教育内容の再検討を行い、あわせて教員の意識改革、責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施などを推進するための具体的な仕組みを整備する必要がある。

また、今後、専門性の向上は大学院で行うことを基本として考えていくことが重要となることを踏まえ、大学院については、その一層の高度化と機能分化を図っていく観点から、制度上の位置付けの明確化を図るとともに、目的に応じた教育内容・方法等の整備、国際的に評価される卓越した教育研究拠点を形成していくためのシステムの導入等を図る必要がある。

(1) 学部教育の再構築

今後、高等学校教育における教育課程の基準の改善、選択制の拡大等が進むとともに、大学進学率が一層上昇する中で、進学前に受けた高等学校教育の内容も多様化し、さらに社会人や留学生の増加が進み、興味・関心、履修歴などあらゆる面で多様な学生が大学に進学してくることが予想される。また、時代の変化や社会の要請等に対応した教育研究の展開が一層強く求められるようになっていく。これまでの本審議会答申等を踏まえ、カリキュラム改革の実施、個々の授業科目ごとの詳細な授業計画としてのシラバスの作成・公表など教育の質の確保のための取組が進められているが、いまだに大学教育への批判を払拭するには至っていない現状を重く受け止めつつ、21世紀に向けさらに改革を推進する必要がある。

1) 教育内容の在り方 —課題探求能力の育成—

i) 教養教育の重視、教養教育と専門教育の有機連携の確保

社会の高度化・複雑化等が進む中で、「主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力」（課題探求能力）の育成が重要であるという観点に立ち、「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができたり、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目標の実現のため、授業方法やカリキュラム

等の一層の工夫・改善、全教員の意識改革と全学的な実施・運営体制を整備する必要がある。

この際、専門教育においても教養教育の理念・目標を踏まえた教育を展開することにより、教養教育と専門教育の有機連携の確保を図っていくことが重要であることを十分に認識しなければならない。

(ア) 教養教育の重視

学術研究や技術革新の進展、国際化・情報化の進展等社会の急速な変化が進む中で、これからの社会はより複雑化し社会の様々な要素の関連が強く相互の波及効果が大きくなる傾向にあり、一つの角度から物事を見ていたのでは的確な判断はできなくなっている。このため、「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができたり、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目標の実現のため、各大学において教養教育の在り方を真剣に考えていくことが必要である。

(イ) 教養教育の工夫・改善のための取組

- a. 各大学においては、教養教育の理念・目標の実現のため、かつての一般教育のように独立の科目を設ける、あるいは、専門教育科目の中で学際的な科目を開設するなど、各大学の工夫により教養教育を実施することが必要である。また、教養教育は専門教育と対置されるものではなく、専門教育においても教養教育の理念・目標を踏まえた教育が展開されることが専門教育の充実・強化の上でも一層重要となることを十分に認識しなければならない。

この際、教養教育の内容については、例えば、i)社会生活を送る上で身に付けておくべき基本的な知識と技能を習得させる（注*1）、ii)社会的・学問的に重要な特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題について授業（テーマ講義やゼミナールなど）を行い、多面的な理解と総合的な洞察力や現代社会の諸課題を総合的に判断し対処する能力を養成する（注*2）、iii)体系化された学問を幅広く経験することにより、専攻する学問分野の理解を助けるとともに、専攻する学問分野の違いを越えて共通に必要な複合的視点や豊かな人間性かん養する、iv)専門教育において、関連する分野に関する幅広い視野に立って学際的に取り組むことのできる力を培うなどが考えられる。各大学においては、それぞれの理念・目標に沿って、教養教育の重要性を踏まえた体系的なカリキュラムを工夫していく必要がある。

- b. 教養教育の実施に当たっては、教養教育は従来の専門教育の教員を含め全教員が責任を持って担うべきものであるという認識の下、その実施・運営の責任を持つ組織を明確にするとともに、一部の教員に過度の負担が集中したり、全学的な視点からの調整や学部・学科間の連絡が希薄なために教養教育の実施に支障を来したりすることのないように全学的な実施・運営体制を整備する必要がある。

- c. 教養教育の実施方法等については、学際的・総合的視野に立って、自ら課題を探求し、柔軟かつ総合的な思考、判断によって解決する能力を育成することが重要であることを踏まえ、例えば、環境問題などのような複合的視点から検討が必要な課題を探求、設定して考えるという課題探求型学習の推進が重要である。また、米国の大学における主専攻・副専攻のように、複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うことも有効である。

さらに、社会でのボランティア活動や大学と企業が協力して学生に自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を与えるインターンシップ等、学外の体験を取り入れた授業科目の開設などにより社会の実践的な教育力を大学教育に活用するという視点も重要である。

(ウ)正課教育外の指導・相談等

大学教育においては、学生が高い倫理観や社会貢献の精神、豊かな人間性を身に付けるなど全人格的に成長することが重要である。そのためには、正課教育の内容・方法の改善だけでなく、大学で何を学ぶのかを含め学習上の問題に悩んでいる学生への指導、卒業後に自分の個性と能力を生かせる職業に就くことを助ける就職指導・相談、学生の入学から卒業までの過程における悩み・迷いに対応できる相談・支援機能の充実改善を図る必要がある。また、幅広い知識と豊かな人間性をかん養するためには、授業だけではなく課外活動を含む大学生生活全般を通じて学生が学んでいくことが重要であり、サークル活動充実の支援やこれらの施設・設備の整備についても今後十分に配慮する必要がある。

ii) 専門教育の見直し

学部段階の専門教育においては、細分化した狭い分野に限定された知識やそれまでの学問研究の成果を単にそのまま知識として教えることに終始するのではなく、基礎・基本を重視しつつ、関連諸科学との関係、学問と個人の人生及び社会との関係を教えることなどを通じて、学生が主体的に課題を探索し解決するための基礎となる能力を育成できるよう配慮し工夫することが必要である。

(ア)専門教育の見直しが求められる背景

学術研究の著しい進展や社会・経済の急速な変化を背景として、各学問分野における教育研究対象は増加の一途をたどっている。その結果として、学問分野の専門化や細分化が生じ学科の細分化が進み、ともすれば学生の受ける教育内容が狭い分野に限定されたり、さらにそれまでの学問研究の成果を単にそのまま知識として教えることに終始したりする傾向がある。一方で、地球環境、生命、情報など様々な分野で、自然科学及びそれを基盤とする科学技術と人文・社会科学が共同して取り組む必要がある複合領域が多くなっている。また、高等教育の大衆化の進行と生涯学習体系への移行を踏まえ、学部段階の専門教育には、特定分野における完成教育というよりも、生涯学び続ける基礎を培うより普遍的な教育が求められている。

(イ)専門教育における基礎・基本の重視等

上記に述べたような状況を踏まえ、各大学においてはその理念・目標に沿って、専門教育について、基礎・基本の重視、学生が主体的に課題を探索し解決する能力の育成という観点から、学部段階における教育内容としてどこまでを対象とするのか、学生にどのような知識・能力を身に付けさせることを目的とすべきなのかを改めて問い直す必要がある。その際、将来新しい領域を開拓していくことのできる専門的素養のある人材、真に社会で伸びていく人材を養成するには、細分化された狭い分野を教えるだけではなく、専門の骨格を正確に把握させると同時に、学生が広い視野を持ち学問を総合的に把握し課題を探索できるような幅広い教育を施すことが重要であるという認識の下に、カリキュラム編成及び個々の授業を実施することが必要である。

iii) 学部教育と高等学校教育との関係

高等学校教育では、生徒の個性を伸ばし進路への自覚を深める等の観点から、今

後、選択制の拡大、教育内容の厳選等が更に進められる方向にある。各大学は、大学に入学してくる学生の履修歴の多様化が一層進むことに対応して、入学者選抜において大学教育に必要な科目については高等学校での履修を求めることが考えられる。さらに、入学後に大学教育の基礎を教えるなどの工夫を通じて、後期中等教育から高等教育への移行を円滑に進めることが強く求められる。

大学入試の在り方については、知識の量だけでなく大学での学習に対する意欲・熱意や入学後の能力の伸長も見据え、多様な個性や能力を適切に評価する必要がある。このため、高等学校における学習指導要領の改訂や学部教育の改善の方向を踏まえ、また、高等学校と大学との接続の在り方についての今後の幅広い検討を視野に入れ、具体的な改善方を審議する。

また、大学レベルの教育を受けるのに十分な能力と意欲を有する高等学校の生徒に対し、大学レベルの高度な教育・研究に触れる機会をより広く提供し、生徒の興味や関心を高めその能力の伸長を図っていくことは有意義である。このため、各大学において、大学教育を受けるのに十分な能力と意欲を有する高等学校段階の生徒に対し、大学レベルの教育に触れる機会を広く提供することが望ましい。

(ア)後期中等教育から高等教育への円滑な移行

- 現在、一部の大学関係者その他の有識者等の間に、大学でいわゆる高等学校の補習教育を行っているという現状について、大学教育の質の低下の現れとして批判的にとらえる傾向が見られる。しかし、このような考え方の適否については慎重な検討が必要である。
- 高等学校教育については、生徒の個性を伸ばし進路への自覚を深める等の観点から選択制の拡大等が進められており、大学に入学してくる学生が高等学校で履修する学習内容は多様化している。このため、かつてのように高等学校卒業生について一律に一定の履修歴を備えていることを求めることは適切とは言えないのが現状である。このような高等学校卒業生の履修歴の多様化等は、教育課程審議会の答申（平成10年7月29日）を受けて、選択制の拡大や教育内容を厳選し基礎・基本の着実な定着を図ることなどが更に推進されることにより、今後一層進むと考えられる。
- 大学は、このような高等学校教育の動向や入学希望者の変化を常に的確に把握し、従来の「現在大学で補習教育を行っている内容は、本来高等学校が行うべきである」という大学中心の考え方から、「高等学校の教育内容が多様化していることを前提として履修歴の多様な高等学校卒業生を受け入れる以上は、大学の教育も当然その変化に対応した内容に変わるべきである」という初等中等教育の現状を見渡した考え方へ発想を転換することが必要である。
- 具体的には、各大学においては、高等学校教育の動向や学生の実態を踏まえつつ、大学教育への円滑な移行を図るために、入学前に学生が学習しておくべき内容に関する積極的な情報提供に努め、高等学校の生徒の適切な学習選択を支援することが重要である。また、高等学校における生徒の主体的選択を阻害することのないよう十分な配慮を行いつつ、入学者選抜の段階において、当該大学あるいは学部・学科の授業を受けるために必要な高等学校の科目について入学試験を課す、あるいは、高等学校での履修を求めるなどの措置を講じることが考えられる。さらに、入学後は必要に応じ学生の履修歴等に対応して大学教育の基礎を教えるなど、学生に対するきめ細かな配慮や様々な工夫が必要である。これらの取組を通じて、学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるようにすることが強く求められる。
- 同時に、入学者選抜については、専門高校や総合学科の卒業生を対象とした選抜を進めるなど、高等学校における生徒の実情に配慮することが望ましい。
なお、大学入試の在り方については、知識の量だけでなく大学での学習に対する意欲・熱意や入学後の能力の伸長も見据え、多様な個性や能力を適切に評価する必要がある。このため、高等学校における学習指導要領の改訂や学部教育の改善の

大学審議会

2000/11/22 答申等

グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(答申)(平成12年11月22日大学審議会)

大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」(答申)

はじめに

本審議会は、平成11年11月18日に、文部大臣から「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」諮問を受けて以来、基本問題検討部会を設けて、調査審議を重ねた。

平成12年6月30日に「審議の概要」を取りまとめ公表した後、「審議の概要」に対する各界からの意見を踏まえつつ、総会及び基本問題検討部会において更に審議を深めてきたが、ここに「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」結論を得たので、答申を行うものである。

【1】 我が国を取り巻く状況と高等教育の更なる改革の必要性

今日の世界においては、社会、経済、文化のグローバル化が急速に進展し、国際的な流動性が高まっている。また、科学技術の爆発的な進歩と社会の高度化、複雑化や急速な変化に伴い、過去に蓄積された知識や技術のみでは対処できない新たな諸課題が生じており、これに対応していくため、新たな知識や専門的能力を持った人材が求められている。

昨年6月のケルンサミットにおいては、来るべき21世紀は柔軟性と変化の世紀であり、すべての人々にとって流動性に対応するためのパスポートは教育と生涯学習であるとして、生涯にわたる学習機会の確保と、学生、教員等の国際交流の重要性が強調された。また、本年4月のG8教育大臣会合においても、知識社会においては、これまでの教育と学習の在り方に根本的な変化が求められるとした上で、生涯学習や、教育における情報通信技術の活用、学生、教員等の国際交流などを進めていくことについて合意がなされた。さらに、九州・沖縄サミットにおいても同趣旨の合意がなされた。このように、グローバル化時代に対応して教育の在り方を見直す必要性については、我が国に限らず国際的にも共通の認識となっている。

このような中、大学等の高等教育機関は、その知的資源を世界に向けて発信し、世界の人々に対して高度な知識や技術を伝えることによって、世界に開かれた高等教育機関としての役割をなお一層果たすことが期待されている。

本審議会は、平成10年10月の答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(以下、「21世紀答申」という。)において、21世紀初頭の社会状況を展望し、この中において、我が国の高等教育が世界的水準の教育研究を展開し、その期待される役割を果たしていくために、改革に向けた四つの基本理念(1)課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上、2)教育研究システムの柔軟化による大学の自律性の確保、及びそれを支える3)責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備、さらにこうした大学の取組についての4)多面的な評価システムの

確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善)と総合的かつ具体的な改革方策を示し、各大学においてはこれを踏まえて、個性化・多様化に向けた取組を推進し、社会的存在としてその責任を十分に果たすべく改革を進めているところである。

しかしながら、その後も、世界は目まぐるしく変化を遂げつつある。第1に、インターネット等の情報通信技術の急速な発展は、「知」の創造や伝達の方法を大きく変化させつつある。第2に、これと関連して、グローバル化は、経済界のみならず社会や個人の様々な営みにまで波及し、国境を越えたあらゆる活動の増加と拡大をもたらしている。第3に、各国におけるグローバル化に対応した教育改革がなお一層進展しており、欧米諸国をはじめとする諸外国の大学においては、グローバル化に適応する高等教育システムの構築を目指して、教育内容の見直し、情報通信技術の活用をはじめとする様々な新機軸の検討が開始されつつある。

一方、中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」(平成11年12月)においては、大学教育における今後の課題として、国際化や生涯学習社会の一層の進展に対応した大学の在り方についての検討が求められている。

このような状況を踏まえ、今後、我が国の高等教育機関が、世界に開かれた高等教育機関としてその役割を十分に果たしていくためには、特に、高等教育制度の国際的な整合性を図り、教育研究のグローバル化を推進するとともに国際競争力を高めることが重要であり、これを通じて質の高い高等教育を提供し、世界のあらゆる分野で活躍し得る能力を持った人材の育成に貢献していくことが求められる。

なお、高等教育機関における教育及び研究は表裏一体のものであることから、本答申では「教育研究」という用語を用いている。また、グローバル化と科学技術の進歩に対応しつつ世界最高水準の研究を推進することは、我が国の高等教育機関にとっての極めて重要な課題であるが、このことについては別途検討する場もあることから、本答申では、教育面を中心に検討し、専ら研究にかかわる事項については必要に応じて触れるにとどめることを付言しておきたい。

【2】 グローバル化時代において高等教育が目指すべき改革の方向

今後、社会、経済、文化の地球規模での交流が進み、国際的な協調、共生さらには競争の関係が増大する時代において、我が国の高等教育機関が世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たすためには、21世紀答申に示された基本理念を踏まえつつ、その後のグローバル化の進展と高等教育の環境変化を踏まえ、特に、高等教育制度及び教育研究水準の両面にわたって、国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を目指した改革を進めることが求められる。

そこで、我が国の高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を図るためには、

- 1 グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実
- 2 科学技術の革新と社会、経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開
- 3 情報通信技術の活用
- 4 学生、教員等の国際的流動性の向上
- 5 最先端の教育研究の推進に向けた高等教育機関の組織運営体制の改善と財政基盤の確保

の五つの視点に立って改革を進めることにより、我が国の高等教育機関が世界に開かれた高等教育機関として、その社会的責任を果たしていくことが重要である。

この五つの視点のうち、第1及び第2の視点においては、国際的な水準を視野に入れつつ、我が国の大学における教育内容・方法等のより一層の改善充実の方向性を示すことを内容としている。また、第3及び第4の視点においては、インターネットの急速な普及をはじめとする情報通信技術の革新、人や情報の国境を越えた交流の急速な進展という状況の中で、大学教育において情報通信技術を活用し、国際交流をより円滑に進めるための具体的方策を示すことを内容としている。さらに、第5の視点では、第1から第4までの視点に立って示された大学の教育内容・方法等の革新を進める上で、その基盤となる大学の組織運営や財政について、より一層の改善充実の方向性を示すことを内容としている。

なお、以下に示す改革案は、全大学で一律に進めることを推奨するものではなく、各大学がそれぞれの理念・目標に従って個性化・多様化をより一層進める中で、適切に取り組んでいくことが期待される。その際、それぞれの大学が、最先端の教育研究の実施、幅広い教育機会の提供等各々の担う役割や、学問分野ごとの特殊性などを踏まえ、個性的な案を講じることが必要である。

また、大学学部及び大学院のみならず、短期大学及び高等専門学校についても、その特性を踏まえつつ、これらの改革の趣旨を生かした取組を進めることが期待される。短期大学及び高等専門学校については、その制度上の位置付け等について別途検討を行っているが、その際にもこのようなグローバル化時代への対応という観点を踏まえて検討する必要がある。

【3】 我が国の高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を図るための改革案

1 グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実

(1) グローバル化時代に求められる教養を重視した教育の改善充実

グローバル化時代において、ますます価値観が多様化する中で、世界中の様々な人々と共生し、地球社会の一員として活躍する人材には、その時代と活躍の舞台にふさわしい教養と専門的知識が必要である。社会全体としても教養の重要性が改めて指摘される中で、我が国の高等教育においては、新たな教養教育の在り方を考慮した教育の推進が求められる。

(高い倫理性と責任感を持って判断し行動できる能力の育成)

グローバル化時代に生きる新しい世代には、地球社会を担う責任ある個人としての自覚の下に、学際的・複合的視点に立って自ら課題を探索し、論理的に物事をとらえ、自らの主張を的確に表現しつつ行動していくことができる能力が必要とされる。さらに、その根底には、深く広い生命観や人生観の形成、自らの行為及びその結果に対する深い倫理的判断と高い責任感を持って行動する成熟度が求められる。

各大学においては、グローバル化時代に求められるこれらの能力を育成し高めることをあらゆる教育活動の基本として、具体的な教育課程の編成、実施等を推進すべきである。その一つの例として、実際の教育の舞台である授業において、現実社会が直面している課題に即して事例研究を行い、学生が自分の知識や人生を社会との関係で位置付けてみる機会を与えることが考えられる。その際、討論やプレゼンテーション等を積極的に取り入れたりすることを通じて、物事の多面的な理解と総合的な洞察力を涵養(かんよう)する方向で、教育内容・方法の改善を図る必要がある。

(自らの文化と世界の多様な文化に対する理解の促進)

異なる歴史的・文化的背景や価値観を持つ人々と共生していくためには、自らがよって立つ国や地域の歴史や伝統、文化を深く理解し、異なる文化的背景を持つ人々に対し、これを適切に説明し理解を求めたり、主張したりすることのできる能力を学生が養うことが必要である。また、異なる歴史的・文化的背景や価値観の存在を視野に入れつつ、地球的規模で物事を考える基礎を培う観点から、世界の多様な国や地域の歴史や伝統、文化に対する理解を深めさせることが重要である。

(外国語によるコミュニケーション能力の育成)

グローバル化が進展する状況においては、外国語を駆使する能力が不可欠である。とりわけ英語は、現状において国際共通語として最も中心的な役割を果たしており、英語力は後述の情報リテラシーと併せてグローバルな知識や情報を吸収、発信し、対話、討論するための基本的な能力である。

各大学においては、英語をはじめとする外国語によるコミュニケーション能力を重視して、外国

語を聞く力や話す力の一層の向上を図るとともに、外国語で討論したりプレゼンテーションを行ったりできる能力を育成するための教育内容・方法の工夫改善が必要である。

また、TOEFL、TOEIC等国際的通用性の高い試験の成績に応じて単位の認定を行ったり、これらの試験の成績を各大学の教育目標に応じて入学選抜に利用することなども考えられる。

今後は、特に国際共通語としての重要度等が高まる言語あるいは近隣のアジア諸国の言語の教育について積極的に改善に取り組むことが必要である。

(情報リテラシーの向上)

情報通信技術の飛躍的発展は「知」の創造や伝達の方法を大きく変化させるとともに、価値観や創造性の意味にまでも変容を迫っている。このような中で、大学教育においては、学生に、グローバルな広がり、主体的に情報を収集し、分析し、判断し、創作し、発信する能力を養うことが不可欠である。その際、情報モラルや、情報機器及び情報通信ネットワークの機能にかかわる基本的知識や能力の習得を重視することが必要である。

(科学リテラシーの向上)

科学技術の最近の進歩は未曾有(みぞう)のものであり、それに伴って、高等教育に携わる教員と学生にとって必要な科学リテラシーは大きく変化しつつある。とりわけ遺伝子工学等の生命科学の革新や地球環境問題の発生などの中で、社会人に求められる科学的な基礎知識の内容も大きく変化し、倫理的な判断を必要とする問題も増えてきている。

各大学においては、科学技術の分野を専門としていない学生にも、自然科学に関する基礎知識とともにそれに基づく広い視野からの判断力を養うことが必要であり、また、科学技術の分野を専攻する学生に対しても、その専攻分野に限定されない広い科学的知識と判断力を身に付けさせることが不可欠である。

(2) 広い視野を持った人材の育成を目指す柔軟な教育システム

(学生の進路選択の幅の拡大)

社会の高度化、複雑化に伴い、社会の求める人材が多様化し、学生自身が人生の進路として目指す方向も多様化している。学生が将来の進路を見定めそれを意識しつつ適切に修学を果たすことができるようにするためには、学生が幅広い分野の教育研究に触れつつ、社会意識を深め、社会的要請を的確に認識しながら、自らの興味・関心と能力・適性等に基づいて、修得すべき学問を見極めていく時間を持てるようにすることが必要である。

我が国においては、学生が大学に入学する際に、学部のみならず、学科まで決める必要がある場合もあり、実際に入学してから、自らの興味・関心と修得する学問との間に齟齬(そご)を感じる学生が少なくない。このため、学生の募集単位を大きくし、入学後一定期間において、学生の進路に対する考えがより明確になった段階で希望に応じて専門に分けたり、学部間の移動を行いやすくしたりするなどの工夫を行う必要がある。

また、大学間の転入学をはじめとして、短期大学、高等専門学校及び一定の水準の専門学校からの大学への編入学等、学生の流動性を一層高めることも期待される。

(広い視野を持った人材の育成を目指す教育プログラムの提供)

学問分野の専門化や細分化に伴い、とすれば学生の受ける教育内容が狭い範囲に限定される嫌いがある。各大学においては、学生の立場に立って、入学してくる学生の多様な履修歴や卒業後の多様な進路を考慮しつつ、学生に高い付加価値を適切に身に付けさせる体系的な教育課程の編成に留意することが必要である。

また、平成3年の大学設置基準等の大綱化以来、多くの大学でカリキュラム改革が進んでいるにもかかわらず、教養教育の取扱い方についての学内の議論が十分でなく、教養教育が軽視されているのではないが、あるいは、このような状況と進学率の上昇に伴う学生の能力や適性の多様化などがあいまって、大学生と大学卒業生の教養の低下が進んでいるのではないかと、の危機(きき)の声がある。一方、グローバル化が進展する中では、世界を舞台にして活躍し社会で指導的な役割を果たす、深い教養と高度の専門性に裏付けられた知的リーダーシップを有する人

材が求められる。各大学においては、21世紀答申で示した課題探求能力の育成という考え方も参考としつつ、新しい時代の教養とは何かを問い直し、これを重視する方向で学部教育の見直しを検討することが望まれる。このことは、今後の専門大学院や研究者養成型の大学院の展開を視野に入ると、特に期待されるところである。

今後、各大学において、特定の分野に偏らない広い視野を持った学際的な人材を育成するためには、学部や学科の枠を越えた横断的な教育課程を編成して提供したり、学生が所属している学部や学科の枠を越えて授業を選択し履修できる仕組みを整備、充実したりする必要がある。米国の大学における主専攻・副専攻のように、複数の異なる分野の学部や学科の専門科目を同時に履修できるような教育課程上の工夫を行うことも必要である。

また、各大学の理念・目標に基づく主体的判断により、米国におけるリベラルアーツ・カレッジのような教養教育を中心とした幅広い教育プログラムを持つ学部への改組転換を促進し、これらの学部等から様々な分野の大学院に進学する機会を与えることについても検討する必要がある。

さらに、今後、学生の多様な能力や適性に対応したきめ細かな教育プログラムを提供する一環として、社会で指導的な役割を果たす知的リーダーシップを有する人材を育成する観点から、各大学においては、各々の理念・目標に応じて、特別な教育課程や体制を工夫する改革を促進する必要がある。

(3) 教育方法、履修指導の充実

大学への進学率は急速に上昇しつつあり、学生の能力や適性の多様化が進んでいる。一方、グローバル化の進展により、大学の教育研究の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を図ることが求められている。このため、各大学においては、当該大学の学生の実態を十分に把握し適切な教育目標を設定した上で、21世紀答申で提言した、責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施など教育方法等の改善や、秋季入学の拡大、セメスター制の活用等の取組を更に徹底するとともに、とりわけ次のような教育方法や履修指導の改善に向けた取組を行うことが必要である。

(学習指導・履修指導体制の充実)

国際競争が激しさを増す社会においては、自分が何において優れているかを自ら見極め、積極的にその能力を発揮していくことが重要となる。このことを踏まえ、各大学においては、学生に自らの能力を認識させ、これを引き出すことができるよう、個別の学習指導の充実や少人数教育の促進とともに、授業を受ける学生に対して教員が相談に応ずる専用の時間帯(オフィス・アワー)を設けたり、ティーチング・アシスタント等を活用したりするなど、きめ細かな学習指導を行う体制を充実する必要がある。また、学生の能力や適性が多様化することに伴い、これに応じた履修メニューの作成が求められることから、きめ細かな助言やガイダンスを行うために必要なアドバイザーなどの専門的なスタッフを設け、学生の履修相談に応ずるなど、学生の履修指導体制を整える必要がある。

(実体験の重視や職業観の涵養(かんよう))

多様な文化や価値観を受容し、その中で自らの考え方を主張し、行動できる心豊かな人材を育てるためには、知識の修得だけでなく、多様な文化に触れたり、多様な価値観を持つ人々と交流を行ったりするなどの実体験を持つことが必要である。

そのためには、各大学において、ボランティア活動等の社会貢献活動を授業に位置付けるなどの取組を進めるとともに、国内外でのフィールドワーク等の機会を充実することが必要である。理工系学部においては、ものづくり教育の重要性にかんがみ、実験・実習等に力点を置いた実践的な教育を充実する必要がある。

また、学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養(かんよう)し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力・態度を育成する教育(キャリア教育)を、大学の教育課程全体の中に位置付けて実施していく必要がある。また、現実的な職業観を涵養(かんよう)するためのインターンシップについては、ある程度長期間にわたって実施する取組が必要である。

(4) 教員の教育能力の向上及び教育の質的向上を図るための評価・認定

(教員の教育能力や実践的能力の重視)

大学が社会の多様な要請にこたえ、質の高い教育を提供するためには、教育に携わる教員の教育能力や実際の社会経験によって培われた実践的能力を重視する必要がある。また、従来の教員の評価は、研究能力に偏する嫌いがあるとの指摘があるため、大学設置基準等における教員の資格については、教育能力や実践的能力を従来以上に重視する方向で見直す必要がある。大学設置基準等の運用についても、同様の方向で見直すことが必要である。

また、各大学における教員の採用選考においても、教員が作成した教科書、教材等、授業科目に関するシラバス案、あるいは模擬授業などにより、対象となる教員の職務内容に応じて、教育能力や実践的能力を具体的に評価することが必要である。

教員の教育能力の向上のためには、各大学において、昨年度新たに制度化されたファカルティ・ディベロップメント(大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研究及び研修)の実施を推進する必要がある。また、教育課程の編成、実施、個々の教員の授業運営、成績評価等教育活動における一連の過程に関して、教員が、随時、意見や情報を交換し、それらの改善を検討する場を設けることも、教員の教育者としての意識を高めると同時に教育の質の向上を図る上で大きな効果があると考えられる。

さらに、各大学においては、大学院生がティーチング・アシスタントとして授業の補助を行う機会などを活用して、将来の大学教員としての指導力を育成するための努力をすることが必要である。

(教育活動に関する大学の自己点検・評価の推進)

各大学においては、教育の質の向上を不断に図る観点から、学生の卒業時の質の確保に向けた教育機能の充実強化の実施状況を常に自ら評価することが重要であり、自己点検・評価の取組を更に推進する必要がある。この場合、大学として、教育活動の中核である授業の実態を確実に把握することが基本であり、その上で、大学の組織的な教育活動に対する評価及び個々の教員の教育活動に対する評価の両面から評価を行うことが重要である。その際、教育活動の改善に向けた組織的な取組や個々の教員の努力を多様な視点から適切に評価し、ファカルティ・ディベロップメントの改善充実、優れた教員の顕彰や処遇改善を行うことなどを通じて、評価結果を教育の質の向上に着実に生かしていくことが必要である。

さらに、学生の学習意欲の向上に資するため、学生にとって授業をより分かりやすくするための工夫を行うなど、学生の視点に立った授業改善を行うことが必要であり、これに役立てることを目的として、各大学においては、学生による適切な授業評価を実施するとともに、その結果の公表等を通じて教員の教育改善への取組に生かしていくことが重要である。さらに、在学生に限らず、卒業生の社会での実際経験を踏まえた上での意見を聴取し、これを授業等の改善につなげる工夫も考えられる。

21世紀答申でも指摘しているように、厳格な自己点検・評価は、大学の教育研究活動が自主的に行われることに対して社会の信頼を確保するために必要不可欠なものである。また、国際的に見ても大学が大学として存在する上で当然に具備すべき基本的な仕組みである。各大学においては、自己点検・評価の在り方を不断に見直し、学長のリーダーシップの下、自己点検・評価を実施し、その結果を教育活動の内容・方法等の具体的な改善に結び付ける仕組みを整備することが求められる。

(大学評価・学位授与機構の評価をはじめとする教育に関する多元的な評価の推進)

本年4月、透明性・客観性の高い第三者評価を推進すべく、大学評価・学位授与機構が設けられた。今後、各大学の教育の質の向上に資するため、同機構においては、産業界をはじめとする社会の多様な視点や国際的な視点を踏まえつつ、教育評価事業を推進するとともに、そのために必要な評価体制の整備、確立を図る必要がある。また、評価結果は、各大学にフィードバックされることにより、各大学の教育の質の向上に着実に役立てられるとともに、評価結果が教育を受ける学生自身を含め、社会に対して分かりやすく示されることにより、幅広く活用されることが期

待される。

さらに、大学団体、学協会、大学基準協会等の様々な団体によるそれぞれの特質を生かした評価を一層充実、普及することにより、大学教育に関する多元的な評価システムが確立されることが望まれる。

(各種専門職業教育のアカレディテーション・システムの導入・支援)

現在、我が国においては、技術者教育プログラムのうち一定水準を確保しているものについて認定を行うことを通じて教育の質を高めるとともに、当該認定システムを国際的な共通標準に準拠させる仕組みを導入する動きがある。このような取組は我が国の大学教育の国際的な通用性・共通性の向上や国際競争力の強化を図る上で重要な役割を果たすものとなると考えられる。

今後、我が国において、このような技術者教育をはじめとする様々な専門職業教育の分野でのアカレディテーション(適格認定)・システムが導入されることは、教育の質を向上させる観点から望ましいものであり、その普及、支援を図る必要がある。

2. 科学技術の革新と社会、経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開

(1) 国際的な魅力と競争力を備えた教育研究の推進

(卓越した教育研究拠点の形成と評価に基づいた資源の重点的配分)

科学技術の急速な進展を踏まえつつ、世界に伍(ご)する教育研究を積極的に展開していくためには、卓越した教育研究拠点の形成を図ることが重要であり、卓越した実績をあげることが期待できる大学院や、教育研究上の新たな取組を行っている大学院に対し、客観的で公正な評価を行うことを通じて資源の重点的配分を行うことが必要である。

(大学院の教育研究の質的向上と創造性・独創性豊かな優れた若手研究者の育成)

科学技術創造立国の実現に向けた世界的水準の教育研究を推進するとともに、様々な分野で国際的に通用する若手研究者を育成するためには、学部段階から一貫して課題探求能力の育成を重視した教育を進めるとともに、大学院の教育研究の高度化・多様化を図ることが求められる。特に、独創的・萌芽(ぼうが)的な研究が創出される体制づくりを進めることが不可欠であり、基盤的分野の充実を基礎としつつ、先端的・学際的分野を中心とする研究科・専攻等の整備を一層充実させる必要がある。

また、各大学院においては、科学的な思考法や研究の方法論を身に付けさせるための体系的な教育を通じて、学生に、論理的思考能力や実践的研究能力を涵養(かんよう)するとともに、各課程の趣旨、目的に即して課程修了までのプロセスを明確化するなどにより、課程制大学院としての充実した教育研究指導を行い、教育研究の国際競争力の強化と世界的水準の教育研究の展開を目指して、教育研究の更なる質的向上を図る必要がある。

なお、その際、研究分野の専門化や細分化が進む中で、大学院における教育研究指導が狭いものとならないよう留意することが求められる。

(学部段階における幅広い教養教育を基礎とした専門大学院の充実による高度専門職業人の養成)

社会、経済の構造変化と国際的な相互依存関係、世界的規模での競争の中で、職業人として指導的な役割を果たす人材を育成するためには、学生に、幅広い教養を身に付けさせた上で、職業上必要な高度な専門知識・技術を習得させることが重要である。このため、学部段階において、広い視野を持った人材の育成を目指す教養教育を中心とした教育プログラムの提供を推進しつつ、専門大学院の設置を促進し、学部と大学院を通じて高度専門職業人を養成するシステムを確立する必要がある。また、学部段階における幅広い教養教育を受けた者を対象として、高度専門職業人の養成を目的とし、職業資格との関連も視野に入れた新しい形態の大学院制度を検討するとともに、このことと関連していわゆる専門職学位の創設についても検討する必要がある。

(2) 社会の要請にこたえた柔軟な教育の展開

(学部・研究科の枠を越えた教育課程の機動的な提供)

社会の変化を踏まえた学生の多様な学習ニーズに応じた柔軟な教育プログラムを積極的に提供する観点から、各大学においては、例えば米国における一定期間に二つの学位の取得を目指すジョイント・ディグリー・プログラム等のように、複数学部・研究科の共同による学際的プログラムを推進するなど学部・研究科の枠を越えて教育課程が機動的に提供されるような工夫が必要である。その際、複数の大学がグループを構成して協定に基づいて相互に連携協力を行う、いわゆるコンソーシアム方式により、授業科目の提供、教員や学生の交流等を組織的に進めることも、有効な方策であると考えられる。

(企業と大学との共同による教育プログラムの開発)

専門職業人の養成に当たっては、大学における教育研究と社会における実践や実務との調和を保つ観点が重要であり、各大学は、地域社会や産業界との情報交換に努め、何が大学に求められているかを敏感に受け止めるとともに、学生に実践や実務に必要な能力を身に付けさせる観点から、企業と共同して教育プログラムの開発を推進することが必要である。

(3) 生涯学習ニーズへの対応

(社会人の学習環境の充実)

大学における教育研究活動の成果を広く社会に開放し、生涯学習の振興に資することは、高等教育と社会との往復型の生涯学習を推進する上で重要なことであり、大学が果たすべき役割として明確に位置付けることが求められる。

各大学においては、社会人が最新かつ高度の知識・技術を習得するために必要な教育を受けやすくするため、企業や社会の要請を十分考慮しつつ、インターネット等の情報通信技術を活用して、社会人が利用しやすい教育提供の形態を整備する必要がある。また、社会人に対して提供される学習機会の積極的な活用を促進するため、教育プログラムの内容を分かりやすく示すなど適切な情報提供に努めたり、社会人が必要とする教育プログラムを的確に選択できるよう社会人の履修相談に応ずる専門的なスタッフを設けたりするなど、社会人の学習支援体制を整える必要がある。

あわせて、社会人の大学教育へのアクセスを拡大するため、社会人特別選抜の実施、科目等履修生制度の活用、夜間大学院の設置をより一層推進するとともに、放送大学の整備充実や同大学院の創設に向けた準備を進めていくことが必要である。

なお、現在、通信制の大学院については、修士課程のみ開設が認められているが、社会人が利用しやすい高度な教育提供の形態を整備する観点から、今後、博士課程の開設について検討することが必要である。

(単位累積加算制度の導入の検討)

大学における単位の累積については、これまで、1)他の大学又は短期大学における授業科目の履修単位、2)大学以外の教育施設等における学修、3)入学前の既修得単位、等について、当該大学における授業科目の履修とみなして合わせて60単位までの単位を与えることができる制度や、短期大学や高等専門学校卒業者等が大学等において更に一定の学修を行った場合には大学評価・学位授与機構が学士の学位を授与する制度を導入してきた。また、平成10年からは、科目等履修生として大学で一定の単位を修得した者がその大学に入学する場合には、修業年限の2分の1を上限として、しかるべき期間を在学期間に算入することができるようになったところである。

このように大学における単位の累積については、卒業要件単位数のおおむね半分、あるいは在学期間の半分以上を限度として既に認められ、実施されている。

こうした制度を更に進めた、いわゆる単位累積加算制度(複数の大学等で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学士の学位を授与する制度)については、大学評価・学位授与機構において専門的な調査研究を行ってきたところであ

新しい時代における教養教育の在り方について(答申)

平成14年2月21日
中央教育審議会

はじめに

かつては、教養について、「知識人としての教養の脈絡あるリスト」とでもいうべきものがあった。それは、例えば、学問の体系の基礎を成す哲学や思想、科学、文学や芸術の古典をはじめ、教養として広く認められた書物のリストであった。また、書物による知識のみならず、人格陶冶のための様々な修養を含むものでもあった。

しかしながら、哲学を諸学の基礎とするような学問の体系性が失われ、学問の専門化、細分化が進む中で、教養についての共通理解というべきものが失われてきた。また、我々は、教養の一部としての修養を忘れ始めている。社会全体の価値観の多様化、体系的な知識よりも断片的な情報が偏重されがちな情報化社会の性格、効率を優先して精神の豊かさを軽視する風潮の広がりなどがこの傾向に拍車をかけたと考えられる。

本審議会では、こうした教養の歴史を踏まえながら、今後の新しい時代に求められる教養とは何か、また、それをどのようにして培っていくのかという観点から審議を行った。

答申では、まず、第1章において、今なぜ教養について考える必要があるのか、その背景を述べ、第2章において、新しい時代に求められる教養の概念について整理を行った。その上で、第3章において、すべての人が生涯にわたって教養を広げ、深め、豊かな生き方を実現するために求められる方策について、人の一生を①幼・少年期、②青年期、③成人期に分け、それぞれの段階ごとに求められる教養の課題を提示しつつ具体的に提言した。

もとより、教養とは、限りなく広く深いものであって、この答申で語り尽くせるものではないが、本答申が、今後の激しい変化の中で、一人一人が自らの生き方を主体的に打ち立てる力を培う支えとなり、また、新しい時代にふさわしい品格を備えた教養社会の実現に向けての取組を推し進める一助となることを切に願うものである。

ページの先頭へ

第1章 今なぜ「教養」なのか

我が国は、戦後の経済発展と科学技術の進歩によって、便利さと物質的な豊かさを手に入れた。しかし、その反面、多くの国民が、この物質的な繁栄ほどには、一人一人の生活においても、社会全体としても豊かさは実現されていないと感じている。

社会が物質的に豊かになる過程で価値観の多様化、相対化が進み、一人一人の多様な生き方が可能になった一方で、社会的な一体感が弱まっている。また、近年の経済構造の変化や経済的な停滞、冷戦構造崩壊後のグローバル化の進展等による社会・経済環境の変化により、社会に共通の目的や目標が失われている。

また、少子・高齢化、都市化の進展や産業構造・就業構造の大きな変化の中で、家族や地

域社会、企業の在り方及びこれらと個人との関係が大きく変わりつつある。

急速な情報化の進展は、世界中の情報を瞬時に入手することを可能にする一方で、生活、社会活動等のあらゆる面で、直接的な体験の機会を減少させ、人間関係の希薄化を招いている。科学技術の著しい発展は、人類に計り知れない恩恵をもたらす一方で、地球規模での環境問題や生命倫理にかかわる問題などの新たな問題を引き起こしている。

これらの大きな社会的変動の中で、既存の価値観が大きく揺らいでいる。一方で、新たなモデルや、これからの社会、その中で生きる個人の姿は未だ明確になっておらず、個人も、社会も、自らへの自信や将来への展望を持ちにくくなっている。

社会全体に漂う目的喪失感や閉塞感の中で、学ぶことの目的意識が見失われ、まじめに勉強したり、自ら進んで努力して何かを身に付けていくことの意義を軽んじる風潮が広がっている。特に幼・少年期や青年期の若者に、自我の確立を求め自ら学ぼうとする意欲が薄れている。こうした傾向の広がりは、我が国社会の活力を失わせ、その根幹をむしばむ危機につながるものと危惧せざるを得ない。

このような時代においてこそ、自らが今どのような地点に立っているのかを見極め、今後どのような目標に向かって進むべきかを考え、目標の実現のために主体的に行動していく力を持たなければならない。この力こそが、新しい時代に求められる教養であるとする。我々は、このような前提を踏まえながら、歴史的な転換期・変革期にあつて、一人一人が自らにふさわしい生き方を実現するために必要な教養を再構築していく必要がある。

また、教養が求められているのは個人に対してだけではない。教養は、個人の人格形成にとって重要であるのみならず、目に見えない社会の基盤でもある。一人一人が広く深い教養を持つことは、それぞれの多様な生き方を認め合い、生涯にわたって自らを高めながら、社会の一員としての責任と義務を自覚して生きることのできる魅力ある社会を築くことにつながる。このような社会の実現こそが、我が国を国際社会において尊重され、尊敬される「品格ある社会」として輝かせることになるものと考ええる。

ページの先頭へ

第2章 新しい時代に求められる教養とは何か

教養とは、個人が社会とかかわり、経験を積み、体系的な知識や知恵を獲得する過程で身に付ける、ものの見方、考え方、価値観の総体ということができる。教養は、人類の歴史の中で、それぞれの文化的な背景を色濃く反映させながら積み重ねられ、後世へと伝えられてきた。人には、その成長段階ごとに身に付けなければならない教養がある。それらを、社会での様々な経験、自己との対話等を通じて一つ一つ身に付け、それぞれの内面に自分の生きる座標軸、すなわち行動の基準とそれを支える価値観を構築していかなければならない。教養は、知的な側面のみならず、規範意識と倫理性、感性と美意識、主体的に行動する力、バランス感覚、体力や精神力などを含めた総体的な概念としてとらえるべきものである。

21世紀を迎え、変化の激しい流動的な社会に生きる我々にとって必要な資質や能力は何か、これを培うための教育はどうあるべきか、こうした観点から、本審議会は、新しい時代に求められる教養について検討を行い、その要素として次の5つの点を重視した。

- (1) 新しい時代を生きるための教養として、社会とのかかわりの中で自己を位置付け律していく力や、自ら社会秩序を作り出していく力が不可欠である。主体性ある人間として向上心や志を持って生き、より良い新しい時代の創造に向かって行動することができる力、他者の立場に立って考えることができる想像力がこれからの教養の重要な要素である。
- (2) 東西の冷戦構造の崩壊後、グローバル化が進む中で、他者や異文化、更にはその背景にある宗教を理解することの重要性が一層高まるなど、世界的広がりを持つ教養が求められている。そのためには、幾多の歳月を掛けてはぐまれてきた我が国の伝統や文化、歴史等に対する理解を深めるとともに、異なる国や地域の伝統や文化を理解し、互いに尊重し合うことのできる資質・態度を身に付ける必要がある。世界の人々と外国語での確に意思疎通を図る能力も求められる。
- (3) 科学技術の著しい発展や情報化の進展は、人類に恩恵をもたらす一方で、地球規模の環境問題、情報通信技術や遺伝子操作技術などその使い方をめぐって倫理的課題をはらむ問題をも生み出し、科学技術の進展を単純に是としてきたこれまでの価値観を問い直すことも求められるようになっている。一人一人が、自然や物の成り立ちを理解し、論理的に対処する能力を身に付けるとともに、科学技術をめぐる倫理的な課題や、環境問題なども含めた科学技術の功罪両面についての正確な理解力や判断力を身に付けることは、新しい時代の教養の基本的要素である。
- (4) 時代がいかに変わろうとも普遍的な教養がある。かつて教養の大部分は古典などの読書を通じて得られてきたように、読み、書き、考えることは、教養を身に付け深めるために中心的な役割を果たす。その礎となるのが、国語の力である。国語は、日常生活を営むための言語技術であるだけでなく、論理的思考力や表現力の根源である。日本人としてのアイデンティティの確立、豊かな情緒や感性の涵養には、和漢洋の古典の教養を改めて重視するとともに、すべての知的活動の基盤となる国語力の育成を、初等教育の基軸として位置付ける必要がある。
- (5) 教養を形成する上で、礼儀・作法をはじめとして型から入ることによって、身体感覚として身に付けられる「修養的教養」は重要な意義を持っている。このためにも、私たちの思考や行動の規範となり、教養の基盤を形成している我が国の生活文化や伝統文化の価値を改めて見直す必要がある。

これらのことを総合的にとらえれば、新しい時代に求められる教養の全体像は、変化の激しい社会にあつて、地球規模の視野、歴史的な視点、多元的な視点で物事を考え、未知の事態や新しい状況に的確に対応していく力として総括することができる。こうした教養を獲得する過程やその結果として、品性や品格といった言葉で表現される徳性も身に付いていくものと考ええる。

このような資質や能力をだれがどこまでの水準で身に付ける必要があるかは一律に決められるものではない。しかし、今後の激しい変化の中で、社会における自らの生き方を主体的に選び取り、異なる生き方や価値観との調和を図りながら、より良い社会の構築に寄与する力を身に付けるために必要な教養を、一人一人が生涯にわたって主体的に培っていく努力が必要であることは疑いない。

このために求められる教養教育の在り方について、以下に具体的に述べることにしたい。

第3章 どのように教養を培っていくのか

教養教育については、これまで、主として高等教育における問題として議論されることが多かった。しかし、前章までに述べてきたように、教養の涵養は個人にとって生涯の課題であり、教養を身に付ける努力は、いずれの年齢や職業においてもすべての人に求められるものである。教養教育の在り方を検討するに当たっては、高等教育だけでなく、幼児期からの家庭教育、初等中等教育も含めた学校のエデュケーション全体、地域での様々な活動、社会生活における様々な体験や学習を通じて、いかに教養を身に付けていくかを考える必要がある。

例えば、それぞれの年齢や立場に応じて、自然に接してその摂理を学ぶこと、人類の偉大な遺産である古典に学ぶこと、各地の歴史的遺跡や現場に接してその教訓を学ぶこと、勤労を通じて働くことの喜びを体得すること、芸術に親しむことによって美意識と感性を磨くこと、スポーツを通じて心身を鍛え、フェアプレーの精神を養うこと、さらに、これらの諸活動を通じて調和の精神を磨くことなどは、生涯にわたって教養を培う上で重要な課題と考えられる。これらが、年を重ねるにつれて個人の内面でつながり合い、より深い教養を形成していく相乗効果を重視したい。

教養教育を考えるに当たって、特に重視すべき観点として、次の3点が挙げられる。

第1点は、教養教育を通じて、学ぶことやより良く生きることへの主体的な態度を身に付け、何事にも真摯に取り組む意欲を育てていくことである。教養とは、本来自発的に身に付けるべきものであり、学ぶ意欲が重要である。自発的に学ぶ意欲の基礎には、忍耐力や勤勉性が不可欠である。教養教育の在り方を考えるに当たっては、このような資質を幼少期から培っていくことの重要性を改めて認識するとともに、学ぶことへの意欲を高め、自分のためだけでなく、他者や社会全体のために何事かを成すことを尊重する社会的気運を高めていく必要がある。

第2点は、教養教育は、個人が生涯にわたって新しい知識を獲得し、それを統合していく力を育てることを目指すものでなければならないということである。21世紀は知識や情報が社会を動かす原動力となる「知識社会」と言われる。様々な形で提供される膨大な情報の中から自らに必要なものを見付け、獲得し、それを統合していく知的な技能を一人一人が培うことを、教養教育の一貫した課題として位置付け取り組んでいく必要がある。

第3点は、教養の涵養にとって、異文化との接触が重要な意味を持つということである。ここでいう異文化とは、単に異なる国や地域の文化という意味だけでなく、異なる性、世代、国籍、言語、宗教、価値観、生き方、習慣などあらゆる「自分とは異なるもの」のことである。異文化との相互交流を通じて、自分とは何かを考え、自己を確立するとともに、自分と異なる人や社会や文化などを理解し、これらを尊重しながら共に生きていく姿勢を身に付けることは、教養の重要な柱である。

本審議会では、上記のような観点到に立ち、これまでの教育改革の成果を検証しつつ、新しい時代に求められる教養教育の実現のための方策を検討してきた。

ここでは、個人の生涯を、^①幼児期からおおむね12、13歳ごろまでの「幼・少年期」、^②14、15歳頃から社会的活動を始めるころまでの「青年期」、^③社会人となって以降の「成人期」の三つの段階に分けて、それぞれの段階における教養教育の在り方について、主要な課題と今後求められる具体的な方策を提示することとしたい。

分野の人と交わり、社会とつながることに喜びや達成感を味わったり、失敗したりすることを通じ、社会の中での自分の位置や負うべき責任を自覚する経験は、大人になるための大切な基礎を作る。

◇ 地域や社会での体験活動の充実

学校内外でのボランティア活動など、地域や社会での体験活動を積極的に推進する必要がある。また、優れた芸術や伝統文化に接したり、多様な芸術文化活動やスポーツ活動を体験することは、感性を磨き、心身を鍛え、人間としての幅を広げる上で大きな意味を持っており、これらの活動の一層の推進を図る必要がある。

◇ 異文化を体験する活動の充実

高校生の段階での海外留学の奨励や、ALT等外国人との交流の機会の拡充など、高校生が身をもって異文化を体験する機会を重視する必要がある。宗教を含めた諸外国の文化を理解するための指導事例集の作成も求められる。高等学校を卒業した時点で、外国人と日常の会話ができる程度の力を身に付けることを目指し、外国語教育の指導の充実を図る必要がある。

2 大学入学者選抜の在り方

高校生が将来を展望しつつ青年期にふさわしい教養を主体的に身に付けていく力を育む上で、大学入試の在り方はきわめて重要である。近年、大学側から、学生の学ぶ意欲や判断力、論理的思考能力等が不十分であるとの批判がなされることも多いが、この問題については、初等中等教育段階までの教育だけでなく、大学入試の在り方が与える影響も大きい。大学入試の在り方を見直し、高等学校までの段階における生徒一人一人の教養の涵養を促進し、大学入学後の学生の学ぶ姿勢や意欲を引き出すものへと改善することが求められる。

このためには、それぞれの大学が、明確な教育理念に基づく入学者の受入方針を確立し、各大学が重要と考える資質に照らして生徒の能力や適性等を適切に評価することが必要である。

18歳人口の減少の中で入学者の確保を主眼とした安易な入学者選抜や、受験者を効率的にふるい落とすことを目的にいたずらに断片的な知識の多寡を問うような入学者選抜も依然として存在している。各大学においては、個々の生徒が初等中等教育の段階までに様々な経験・体験を通して培ってきた資質や能力、将来についての考え方や大学で学ぶ目的意識などを適切に評価する選抜方法を真剣に検討する必要がある。高等学校での教養教育の取組と関連付けた選抜方法の工夫として、例えば、論文試験においてあらかじめ課題となる書物を指定し、それらの読書を前提に出題することや、面接試験において高等学校時代の生徒の課題研究や活動等を発表させ、これに基づいて討論させるなど多様な取組が考えられてよいのではない。

また、同じクラスのほとんどが同世代のみで構成されがちな我が国の大学に、社会人を積極的に受け入れることは、大学の多様化の面からも有意義である。各大学には、社会人特別選抜の積極的導入等、入学者選抜において社会人の能力や意欲を適切に評価する工夫が求められる。

さらに、各大学における自己点検・評価や様々な評価機関による評価等を通じて、こうした入試改善の取組を促していくことが重要である。

3 大学における教養教育

生涯にわたる人格の陶冶を考えた場合、10代後半から20代前半にかけての時期においては、社会の中での自己の役割や在り方を認識し、より高いものを目指していくことを意識した知的訓練を行うことが重要である。大学の教養教育はこうした知的訓練の中核を占めるものであり、学生には、学ぶ意識を高く持ち、主体的にこの訓練に取り組む姿勢が求められる。

(1) 大学における教養教育の課題

社会が複雑かつ急激な変化を遂げる中で、各大学には、幅広い視野から物事を捉え、高い倫理性に裏打ちされた的確な判断を下すことができる人材の育成が一層強く期待されている。

専門性の向上は大学院を主体にして行うのが今後の高等教育の基本的な方向となりつつある。その先駆けとして、法科大学院等の高度専門職業人養成型大学院(プロフェッショナル・スクール)の整備等も進められている。このことを踏まえれば、今後の学部教育は、教養教育と専門基礎教育とを中心に行うことが基本となり、各大学には教養教育の在り方を総合的に見直し、再構築することが強く求められる。

新たに構築される教養教育は、学生に、グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければならない。各大学は、理系・文系、人文科学、社会科学、自然科学といった従来の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育や、専門教育への単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法などの知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養など、新しい時代に求められる教養教育の制度設計に全力で取り組む必要がある。

また、このことは、すべての教員の教養教育に対する意識改革なしには実現できない。教養教育に携わる教員には、高い力量が求められる。加えて、教員は、教育のプロとしての自覚を持ち、絶えず授業内容や教育方法の改善に努める必要がある。入門段階の学生にも専門知識を分かりやすく興味深い形で提供したり、自らの学問を追究する姿勢や生き方を語るなど、学生の学ぶ意欲や目的意識を刺激していくことも求められる。

各大学においては、「大学教育には教養教育の抜本的充実が不可避であり、質の高い教育を提供できない大学は将来的に淘汰されざるを得ない」という覚悟で、教養教育の再構築に取り組む必要がある。

さらに、教養教育は、大学のカリキュラムの中だけで完結するものではない。この世代の青年が、部活動やサークル活動などを通じて協調性や指導力などの資質を磨くこと、各種のメディアや情報を正しく用いて現実を理解する力を身に付けること、国内外でのボランティア活動、インターンシップなどの職業体験、更には、留学や長期旅行などを通じて、自己と社会とのかかわりについて考えを深めることも教養を培う上で重要である。ヨーロッパの多くの国では、大学に入学する前に、社会での活動を行うこと

が積極的に受け止められており、大学入学者の平均年齢は我が国よりも2、3歳高い。我が国においても、大学を休学して長期間のボランティア活動に取り組んだり、職業経験を積んだ後に再度大学に入り直したりといった「寄り道」をすることの意義を社会全体で認識し、評価する必要がある。

(2) 具体的な方策

① カリキュラム改革や指導方法の改善により「感銘と感動を与え知的好奇心を喚起する授業」を生み出す

大学の授業は、本来、教員と学生との語らいと切磋琢磨の場であり、学生が知的・人間的に成長する場でなければならない。各大学は、魅力あるカリキュラムづくりを進めるとともに、授業方法の改善等を図り、学ぶことの楽しさや意義を味わわせ、感動を与えるような授業の実現を目指す必要がある。

◇新しい体系による教養教育のカリキュラムづくり

各大学は、それぞれの教育理念・目的に基づき、新しい時代を担う学生が身に付けるべき広さと深さを持った教養教育のカリキュラムづくりに取り組む必要がある。その際、外国語によるコミュニケーション能力や、コンピュータによる情報処理能力などの新しい時代に不可欠な知的な技能の育成についても重視する必要がある。さらに、各大学には、自らの教養教育の理念を教職員や学生に簡潔かつ明確に示す努力が求められる。教養教育のカリキュラムのねらいを学生に十分に理解させた上で、授業科目について履修すべき順序を示したり、領域ごとに一定の履修要件を課したり、副専攻のような形で一定のまとまりを履修させるなどの仕組みも必要である。

◇質の高い授業を実現するための授業内容・方法等の改善

個々の授業科目の内容についても見直す必要がある。例えば、学際的なテーマの授業科目を複数の教員で担当したり、実験や実習などを取り入れるなど、学生の知的好奇心を喚起するための工夫が必要である。優れた映像資料や分かりやすい関連書等の活用も本格的な学習へのきっかけづくりに有効である。各大学が、学生に和漢洋の古典を中心とした書物等(「グレートブックス」)のリストを提示し、その読破を求めることも奨励したい。さらに、教員と学生の双方に良き緊張関係を醸成し密度の高い授業を行うために、例えば、50分の授業を1週間に複数回実施することや、ゼミナール方式の少人数授業の充実等の工夫も求められる。

◇きめ細やかな指導の推進

学生に対するきめ細やかな指導の充実を図る必要がある。例えば、新入生に対し大学での学び方等の導入教育を行うことや、授業科目の履修に当たっての詳細なガイダンスの実施、学生の相談に応じる特定の時間帯の設定、ティーチング・アシスタント等を活用したチューター制度の導入などに積極的に取り組むべきである。

② 大学や教員の積極的な取組を促す仕組みを整備する

各大学において教養教育の再構築を図り、その抜本的な充実を進めていくためには、この課題に先導的に取り組む大学や教員を支援する仕組みを整備することが必要である。また、大学内においても、教育に積極的に取り組む教員や優れた教授能力を有する教員を適切に評価し処遇する仕組みを整える必要がある。大学教員には、研究能力だけでなく教育能力も必要条件として求められる。

◇「教養教育重点大学(仮称)」の支援

教養教育の改善充実に先導的に取り組み、他の大学の模範となる国公立大学に対し、「教養教育重点大学(仮称)」として思い切った重点的支援を行う仕組みの導入が求められる。

◇教養教育の改善に積極的に取り組む教員の支援

教養教育の改善に積極的に取り組む教員を支援する必要がある。例えば、授業内容や指導方法等の改善のための調査研究を行う教員や教員グループに対する支援の充実や、学内において各教員の教養教育に対する取組を促すための「重点配分経費」を創設することなどが考えられる。教育能力に特に優れた教員の表彰の実施や、教育面での実績評価を学内経費の配分や人事に反映させることについても積極的に取り組むべきである。また、教員の採用に当たって教育に関する考え方や能力を問うたり、教授能力に優れた外部人材の参加を得て、新任教員等に対する研修(ファカルティ・ディベロップメント)を必ず行うなど、教員の教育への積極的な取組を促すことが求められる。

◇複数の大学の共同による教育プロジェクトに対する支援

新たなカリキュラムの体系の構築、先進的な授業方法の研究開発などの教育課題に対し、複数の大学が共同して取り組む教育プロジェクトに対する積極的な支援が求められる。

③ 各大学において教養教育の責任ある実施体制を確立する

こうした教養教育の改善のための取組を効果的かつ持続的に進めていくため、各大学において教養教育の責任ある実施体制を確立する必要がある。また、より充実した教養教育の実施のため、大学間の連携・協力を促す仕組みを検討する必要がある。

◇責任ある教養教育のための全学的な実施・運営体制の整備

教養教育の責任ある実施体制を整備することが不可欠である。例えば、教養教育の全学的な実施・運営に当たるセンター等が、単なる調整役にとどまることのないよう、カリキュラム管理や効果的な教育方法等に精通した人材を得て明確な責任と権限を有する機関として位置付けることなどが求められる。

◇教養教育を中心とした教育を行う大学等への改組転換の促進

大学等の高等教育機関が個性的な発展を目指す中で、例えば、大学が米国のリベラルアーツ・カレッジのような教養教育を中心とした大学に転換したり、短

期大学が米国のコミュニティ・カレッジのように地域と連携協力して、多様な学習機会を提供する学科を設置する場合の支援方策の検討が必要である。

◇大学間の連携協力の促進

教養教育の実施に当たり、大学間の連携・協力を積極的に進めていくことが有効である。例えば、放送大学を含め複数の大学間の単位互換等により学生が選択できる授業科目の幅を広げたり、情報通信技術の活用等により、複数の大学で教養教育のカリキュラムや教材の共同開発や授業を行うことなどが求められる。

④ 学生の社会や異文化との交流を促進する

学生の時期に、社会や異文化の中で進んで様々な体験をし、自己や人生について考え、自分の生き方を切り開く力を身に付けることが重要であり、そのための機会を充実する必要がある。併せて、こうした幅広い経験をすることの意義を社会でも積極的に評価すべきである。

◇社会や異文化との交流の機会の充実

学生が社会や異文化との交流に積極的に参加する機会を拡充するため、各大学において、社会貢献活動やボランティア活動などをカリキュラムに取り入れることや、長期間のインターンシップを実施することなど柔軟な履修制度を整えることを奨励したい。また、留学生の受入れ、学生の海外への派遣の一層の拡充や、学生が異文化やその背景にある宗教等に対する理解を深めるための機会の充実にも取り組むべきである。さらに、これらの活動に関する情報の提供や相談を行うセンターや専用窓口の大学への設置も有効である。

◇柔軟な教育システムづくり

外国では、学生が、大学入学決定後入学までの間に、様々な社会活動を行うこと(例えば、英国におけるギャップイヤーなど)が広く行われている。我が国でも、学生の社会体験や異文化体験を促進する観点から、各大学において、留学や休学、転学等の制度をより柔軟なものとし、やり直しのきく教育システムづくりを進めることが求められる。併せて、これらの「寄り道」により生じる「履歴書の空白」を、企業をはじめ社会全体で積極的に評価する気運を醸成することが求められる。

ページの先頭へ

第3節 成人の教養の涵養

(1) 成人の教養を涵養するための課題

大人一人一人が常に自らの教養を高め、主体性ある社会の一員であろうと努力する社会を築くことは、品格ある社会を築くことでもある。今の大人社会は、子どもたちに夢や希望を与えているだろうか。子どもたちの学ぶことや将来への意欲の低さは、大人社会の現状への視線の反映とさえ言えないだろうか。こうした社会を作ってしまった大人の責任

は大きい。大人が真摯に努力し、苦勞し、そして充実感を味わっている姿を子どもたちに見せ、話し、伝えていく努力をしなければならない。また、我が国には、広く一般に様々な学問や技芸を学び、それを楽しみながら自分を高め、人生に喜びを見出していくという長い伝統がある。そうした伝統の良さは今後とも受け継いでいかなければならない。

今後の高齢化社会においては、だれもが一生の間「完成」を目指して研鑽を積むという生涯学習の考え方が一層重要になる。その際、社会との関係の中で、知識を獲得するための技術や、様々な思考の方法論を学びながら、自分なりのものの見方や考え方を確立し、深めていく必要がある。何かを学び、考え、社会に参加することを通じて、例えば高齢期にあって社会とのつながりが弱くなりがちな人々も、社会に対する興味を失うことなく、しなやかな感性や柔軟性を保ち続けることができる。大人自身が生涯にわたって学び、いきいきと自己実現に努めることができるような社会であってほしい。子どもたちは目指すべき目標を得ることができ、社会としての品格も生まれる。

(2) 具体的な方策

① 教養を尊重する社会の実現に向けた気運を醸成する

学ぶことを通じてより良く生き、より良い社会を作ると意識を、社会を構成するすべての主体が共有することが必要である。このために、まず一人一人が自らの在り方を考えるとともに、産業界やマスコミも含め、社会全体で取り組む気運を醸成する必要がある。

◇大人一人一人の自覚の必要性

大人自身がまず自分の在り方を振り返ることから始めなければならない。大人には、家族や地域の一員として、職業人として、また、社会の構成員として負うべき責任がある。その責任を果たし、自ら納得のいく生き方を実現するためには、生涯にわたって教養を高める努力が求められることを自覚し、実践していく必要がある。

◇産業界における取組の要請

教養豊かな人材は企業にとっての財産である。企業は、社員が社会と能動的にかかわる力を持ち、企業の価値観とは異なる価値観やものの見方を身に付けることが、今後の企業経営にとっても重要だという視点を持つべきである。各企業においては、休暇制度の整備や勤務形態の柔軟化等を通じ、社員の学習活動や地域貢献活動を支援するとともに、そうした活動の成果を積極的に評価することが求められる。また、企業自らが、社会の構成員として教養を備えた良識ある存在となることが一層求められる。インターンシップの受入れや、学校への講師派遣といった教育への協力に積極的に取り組む企業を、社会的に認証し奨励していく方策も検討すべきである。

◇マスコミにおける取組の要請

社会全体の教養を高めていく上で、マスコミに期待される役割はきわめて大きい。マスコミには、自らの社会的影響力や責任を自覚した上で、良質な作品や番組、情報の提供に努めて欲しい。また、情報化社会の中で、マスコミの評論機能

は一層重要になる。書評や論壇時評などの充実を図り、優れた作品と読者とを仲介する機能を強化することが求められる。各界のリーダーと言われる人が子どもや若者に向けて本を書くことや、専門化が進む学問分野の内容を、専門家が一般読者向けに分かりやすく解説した新書などを積極的に発刊することも、国民の教養を高める上で重要な役割を果たす。マスコミ業界における取組を支援するために、多様な主体が、優れた書籍や雑誌、番組、映画やビデオ作品などの助成や顕彰を行ったり、推薦リストを作成したりすることも奨励したい。

② 大人が教養を高めるために学ぶ機会を充実する

大人が生涯を通じて学び、考え、教養を高めていく機会を充実する必要がある。併せて、民間の教育事業として行われるもの、公的な機関で提供されるものなど、様々な形で提供される学習機会に関する情報提供の仕組みを充実するとともに、学んだ成果を社会の中で生かす仕組みの充実を進める必要がある。

◇多様な学習機会の充実

成人の教養を高めるための多様な学習機会の整備が必要である。例えば、親としての心構えや役割、地域での活動の在り方を学ぶ機会や、老いや死などに向き合い、人生の円熟期を豊かに過ごすための学習機会などは今後特に重要となる。社会生活を営む上で必要な実践的・制度的な経済知識を身に付けるために学ぶ機会や、社会の第一線で働く人が学位取得を目指して学習する機会、国際社会で通用する高いレベルの教養を身に付けるための学習機会も重要である。さらに、転職や再就職の際にも、視野を広げ、関連する分野についての知識を深めるような教育の機会を整備するなどの配慮が望まれる。

◇学びやすい環境の整備

就職後間もない若い時期から高齢期に至るまで、成人が時間的、地理的、経済的制約を超えて学びやすい環境を整備することが必要である。大学や専修学校等における社会人受入れの大幅な拡充や、交通至便な場所へのサテライトキャンパスの設置、放送大学をはじめ情報通信技術やインターネットを活用した学習機会の充実とともに、奨学金事業の充実など学習に対する経済的支援を充実することが求められる。さらに、成人の身近な学習の拠点として地域の図書館の整備やその機能の充実を図る必要がある。親子連れ向けの演奏会・演劇やサービスの充実など多様なニーズに対応できる学習環境の整備も重要である。また、これらをより有効に活用することができるよう、情報提供の仕組みの充実が求められる。

◇学習成果を社会に生かす仕組みの整備

住民が学習の成果を生かし、まちづくりや学校の教育活動の支援などに取り組むことを通じて、参加者自身も楽しみながら、新しいコミュニティを形成することが期待される。その際、学校や公民館等を地域の学習グループやNPOの活動拠点として積極的に位置付けるべきである。

また、自分の経験や能力を生かし、NPO等で生きがいをもって働くことを望む人も増えており、こうした働き方やNPO活動の意義が社会の中で更に認知され、評価されるような雰囲気を作っていくことも重要である。

ページの先頭へ

【参考】我が国の大学における教養教育について

我が国の大学における教養教育は、戦後、米国の大学のリベラルアーツ教育をモデルに一般教育として始まった。新制大学は、一般的、人間的教養の基盤の上に、学問研究と職業人養成を一体化しようとする理念を掲げており、このため、一般教育を重視して、人文・社会・自然の諸科学にわたり豊かな教養と広い識見を備えた人材を育成することが目指されたものである。

こうして出発した一般教育であったが、その実施の過程で、次のような幾つかの問題も生じた。

(1) 各大学において、少人数教育や学生と教員の密接な交流などの全人的な教育を可

能とするための教員数や施設などの条件整備が十分でなく、多くの場合、実際の授業は、一般教育の理念・目標と乖離したものになってしまったこと

(2) 一般教育を担当する組織や教員に、その理念が必ずしも浸透しておらず、学生にとっては一般教育の内容が高等学校教育の焼き直しに映る一方、教員の側にも一般教育の意義や目的が不明確であり、また、専門学部との連携協力も不十分であったこと

(3) 昭和31年から平成3年までの大学設置基準においては、人文科学、社会科学、自然科学、外国語、保健体育などの授業科目の区分や履修単位などが一律に定められており、進学率の上昇に伴い多様化した大学の実態に適合していなかったこと

こうした問題点を踏まえ、平成3年に大学設置基準が大綱化され、授業科目の区分やこれに応じた卒業要件単位数の定めなどの取り扱いを弾力化し、これらを各大学の自主的な取組にゆだねることとなった。これは、「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができる能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目的を、一般教育科目だけでなく、広く大学教育全体を通じて実現することを目指すものであった。

また、大学の多様化が進み、大学により教育理念や教育研究環境が大きく異なる中で、教養教育の在り方を一律に縛るのには限界があり、大学設置基準の大綱化により各大学における自主的な改革の取組を促すことを通じて、教養教育の改善を図ろうとするものであった。

大学設置基準の大綱化は、各大学における教養教育の改革の取組を促し、多くの大学において、「くさび型」のカリキュラム編成等教養教育と専門教育の一貫教育の実施、特色ある授業科目の導入、選択幅の拡大などのカリキュラム改革が進むとともに、セメスター制の導入や学生による授業評価等を通じた指導方法の改善等に取り組む大学が増加した。さらに、平成11年の大学設置基準の改正において、各大学の自己点検・評価が義務づけられるとともに、履修科目登録単位数の上限の設定、教育内容等の改善のための教員の組織的研修等(ファカルティ・ディベロップメント)の努力義務化等が行われた。

また、教養教育の実施体制については、大学設置基準の大綱化に伴い国立大学を中心に教養部が改組され、多くの場合、全学共通の実施組織が設けられ、全学部の代表からなる委員会の下で学部にも所属する教員が授業を担当するようになった。

このように、大学設置基準の大綱化及びその後の改正を踏まえて、多くの大学で教養教育の改革が行われたが、一方で、次のような課題を抱えることとなった。

(1) 教養教育の位置付けをあいまいにしたまま、教養教育に関するカリキュラムを安易に削減した大学が存在すること

(2) 教養教育に対する個々の教員の意識改革が十分に進んでおらず、ややもすれば専門教育が重要で教養教育を面倒な義務と考える教員が存在すること、また、教養教育を担当する教員が積極的に取り組むインセンティブが不十分なため、具体的な教育方法や内容の改善が進まないこと

(3) 教養部に代わって設置された教養教育の実施組織の学内での責任体制が明確でな

く、その結果、教養教育の改善が全学的取組となっていないこと

(4) 学生の側に、教養教育を含め学部4年間の教育に対する目的意識が明確でなく、教養教育に熱心に取り組む意欲が乏しいこと

ページの先頭へ

用語解説

【受容体】

細胞に存在し、細胞外の物質や光などを選択的に受容する物質の総称。レセプターともいう。

【朝の10分間読書】

朝の始業前の時間を活用した読書活動として、昭和63年千葉県船橋学園女子校で始められ、全国的な広がりを見せている取組。平成14年2月8日現在の実施校は、7909校(内訳:小5299校、中2139校、高471校 朝の読書推進協議会調べ)で、うち全校一斉に行っている学校は 6322校ある。

朝の読書運動の結果、①遅刻が減り、授業にスムーズに入ることができるようになった、②集中力がつき言語能力が高まった、③その他の読書時間が増えた等の効果が指摘されている。

【青年海外協力隊等への派遣】

これまで、現職教員の募集手続には、教育委員会の関与がなかったことから、教員を退職しなければ参加できないケースが生じたり、帰国の時期が学年の途中になるなどの問題があったが、平成13年度募集(14年度派遣)から「現職教員特別参加制度」が創設され、現職教員が参加しやすいよう配慮がなされることとなった。具体的には、現職教員で、都道府県教育委員会を通じて文部科学省からJICA(国際協力事業団:

Japan International Cooperation Agency)に推薦のあった者については、1次選考(筆記試験)が免除されるほか、訓練及び派遣期間が4月～翌々年の3月までの2年間(通常は2年3ヶ月)とされる。

なお、文部科学大臣の私的懇談会である「国際教育協力懇談会」報告(平成13年12月)においては、教員の資質向上の観点から、青年海外協力隊への参加促進とともに、40歳以上の現職教員の参加方法についても検討するよう指摘されている。

【ALT】

中・高等学校を中心に日本人教師の外国語授業の補助等を行う「外国語指導助手: Assistant Language Teacher」のことである。昭和62年からALT等を招致する「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム)が開始され、平成13年7月1日現在、英語、ドイツ語、フランス語、中国語及び韓国語を対象に18カ国から5583人を招致している。

【ヨーロッパの多くの国・・・我が国よりも2、3歳高い。】



我が国の高等教育の将来像

(答 申)

平成17年1月28日

中央教育審議会

・尊重し、他者と積極的にコミュニケーションをとることのできる力がより重要となってくると考えられる。

- 高等教育の役割は、人格の形成、能力の開発、知識の伝授、知的生産活動、文明の継承など、非常に幅広いものである。高等教育は、初等中等教育の改革の動向とも相まって、中等教育後の様々な学習機会の中にあってその柱となり、社会を先導していくものである。
- 「知識基盤社会」においては、新たな知の創造・継承・活用が社会の発展の基盤となる。そのため、特に高等教育における教育機能を充実し、先見性・創造性・独創性に富み卓越した指導的人材を幅広い様々な分野で養成・確保することが重要である。
- また、活力ある社会が持続的に発展していくためには、専攻分野についての専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有する人材、すなわち「21世紀型市民」を多数育成していかなければならない。
- これからの「知識基盤社会」においては、高等教育を含めた教育は、個人の人格の形成の上でも社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要である。国際競争が激化する今後の社会では、国の高等教育システムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。国は、高等教育の経済的基盤の充実に努めるなど、将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。また、個々の高等教育機関や学生・企業等の関係者も、十分な自覚を持ってこれからの時代に立ち向かう努力と気構えが必要であることは言うまでもない。

2 高等教育の中核としての大学

- 大学とは、学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。
- このような大学は、高等教育の中核をなすものであり、高い質を保持することがこれまで以上に求められる。「大学とは何か」を明確にして質を確保する上では、大学教育は、技能や知識の習得のみを目的とするのではなく、全人格的な発展の礎を築くためのものであるという基本的特性を明確にすることが重要である。また、学校教育法第52条に規定する大学の目的の単一性と実際の大学の多様性との関係をどう整理するかも重要な課題である。
- 大学は教育と研究を本来的な使命としているが、同時に、大学に期待される役割も変化しつつあり、現在においては、大学の社会貢献(地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与)の重要性が強調されるようになってきている。当然のことながら、教育や研究それ自体が長期的観点からの社会貢献であるが、

近年では、国際協力、公開講座や産学官連携等を通じた、より直接的な貢献も求められるようになっており、こうした社会貢献の役割を、言わば大学の「第三の使命」としてとらえていくべき時代となっているものと考えられる。

- このような新しい時代にふさわしい大学の位置付け・役割を踏まえれば、各大学が教育や研究等のどのような使命・役割に重点を置く場合であっても、教育・研究機能の拡張(extension)としての大学開放の一層の推進等の生涯学習機能や地域社会・経済社会との連携も常に視野に入れていくことが重要である。

3 高等教育と社会との双方向の関係：高等教育の危機は社会の危機

- 学術研究の高度化、学習需要の多様化、社会の価値観の変化、国際化・情報化の進展等の中で高等教育が今後ともその役割を十分に果たすためには、各高等教育機関が競争的環境の中でそれぞれの個性・特色を明確にし、全体として多様な発展を遂げていくことが必要である。
- しかし、高等教育が近年の社会の変化に真に対応できているのか、また、十分に高い質を保っているのかといった点については、大いに問題があると考えられる。各高等教育機関の個性・特色の相対化、各機関ごとの人材養成目的の曖昧化、教育機能軽視の傾向、度重なる規制改革の中での「大学とは何か」という概念の希薄化、他の先進諸国に比べて必ずしも十分とは言えない高等教育の経済的基盤など、むしろ、我が国の高等教育は危機に瀕していると言っても過言ではない。
- このような現状を打破するため、大学における教養教育や大学院の充実、短期高等教育の多様化、国際化への積極的対応など、我が国の高等教育を時代の牽引車として社会の負託に十分にこたえるものへと変革していかなければならない。
- 特に、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と科学技術の振興は今後の発展のための両輪として不可欠なものであり、この両者に占める高等教育の重要性にかんがみれば、高等教育の危機は社会の危機でもある。今後の我が国が活力ある発展を続けるためには、高等教育機関の側が自らを厳しく変革しつつ社会の発展に寄与するとともに、高等教育の受益者は学生個人のみならず社会全体であるという視点を明確に踏まえ、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係の構築が不可欠である。
- このような観点から、高等教育がその社会的使命を十分に果たすことを前提として、公財政支出の在り方及び民間資金を活用した支援の在り方について、幅広く社会の合意形成を図るとともに、産業界等による学生の採用時期・方法の工夫や適切な評価に基づく処遇など、高等教育の発展を支える各方面の取組を促すことが必要である。

(3) 今後の人材養成の分野別構成等に関する考え方

今後の様々な人材需要に対しては、各高等教育機関が、幅広い基礎的な教育を充実すること、柔軟に教育組織を改組すること、社会人の再教育を充実させること等により対応を図ることが基本である。国は、高等教育機関の自主的・自律的努力を支援するとともに、人材需要見込み等を的確に把握して情報提供する仕組みを整えるべきである。

抑制方針が維持されている医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の5分野の取扱いについては、人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら、抑制の必要性、程度や具体的方策について、必要に応じて個別に検討する必要がある。

- 今後ますます多様化・複雑化し、変化の速度を増していく人材需要に対しては、国が一元的に調整するのではなく、各高等教育機関が、競争的環境の中で創意工夫を凝らし、幅広い基礎的な教育を充実すること、法人化や設置認可の弾力化を生かして柔軟に教育組織を改組すること、社会人の再教育を充実させること等によって総合的な対応を図ることが基本であると考えられる。
- 特に国として重点的・戦略的に推進すべき人材養成分野については、当該分野の人材需要見込みや国際的環境等を的確に踏まえながら、高等教育機関の自主的・自律的な努力を幅広く誘導・支援していくことが考えられる。
- 国は、各高等教育機関の行動選択の参考に供するとともに、その自主的・自律的な努力を効果的に支援するため、分野ごとの人材養成に関する需要や国際的環境、求められる人材像等について、関係府省や民間政策研究機関等が保有する様々な情報を恒常的に収集・整理するなどして的確に把握し、提供すべきである。また、人材養成に関する高等教育機関側と産業界側等との対話・協議の場の設定や意欲的な取組の評価・顕彰等を通じて、社会のニーズと高等教育の適切な対応関係を確保する必要がある。
- その中で、地域社会のニーズに十分こたえるべき分野(例えば医療・教育等)や、需要は少ないが学術・文化等の面から重要な学問分野については、国として全体的なバランスが図られるよう配慮していかねばならない。
- 抑制方針が維持されている医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の5分野の取扱いについては、これらの分野ごとの人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら、抑制の必要性、程度や具体的方策について、必要に応じて個別に検討を加えていく必要がある。

3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

特に大学は、全体として

- ①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。(例えば、大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等)

18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあつて、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。

(1) 各高等教育機関の個性・特色の明確化

- 戦後の我が国における高等教育の急速な拡大により、量的側面での「ユニバーサル段階の高等教育」は実現しつつある。しかし、人的物的資源が必ずしも十分でないままでの急拡大が質的充実を伴ってきたとは言い難い。また、18歳人口が約120万人規模で推移する中では、個性に乏しい数多くの高等教育機関が単一の市場(18～21歳の日本人フルタイム学生、すなわち「伝統的學生」の獲得)を巡って競争するという状況は、社会全体としての効率性に欠ける面が大きい。新時代の高等教育には、全体として多様化するとともに、学習者の様々な需要に的確に対応(複数の市場を開拓)して個々の高等教育機関が自らの資源を重点的に投入し質的な向上を図ることによって、真の「ユニバーサル・アクセス」(本章2(1)(ア)参照)を実現することが求められている。
- 近年、教育内容の改善や充実を図って様々な改革が続いている。この結果、多様化が進む中で大学とは何かといった本質や、高等教育機関間の個性・特色の違いが不明確になってきているとの指摘がある。ユニバーサル段階の高等教育にあつては、各学校種ごとの個性・特色を一層明確にしなければならない。
- 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が、各学校種ごとに、それぞれの

位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を明確化することが重要である。

- また、各機関が個性・特色の明確化を図り、全体として一層の多様性を確保すると同時に、学習者の立場に立って相互の接続や連携を改善することにより、言わば単線型でなく複線型の、誰もがアクセスしやすく柔軟な構造の高等教育システムを構築していくことが重要である。
- さらに、高等教育機関相互の連携協力による各機能の補完や充実強化も、必ずしも設置形態の枠組みにはとらわれずに促進されるものと考えられる。

例えば、地域の国公立大学間の連携によるコンソーシアム（共同事業体）方式での単位互換制度の充実や、学問分野を超えた融合領域形成のための大学院間の連携等が考えられる。

（2）大学の機能別分化

- 高等教育機関のうち、大学は、全体として

① 世界的研究・教育拠点

② 高度専門職業人養成

③ 幅広い職業人養成

④ 総合的教養教育

⑤ 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究

⑥ 地域の生涯学習機会の拠点

⑦ 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）

等の各種の機能を併有する。各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能のすべてではなく一部分のみを保有するのが通例であり、複数の機能を併有する場合も比重の置き方は異なるし、時宜に応じて可変的でもある。その比重の置き方がすなわち各大学の個性・特色の表れとなる。各大学は、固定的な「種別化」ではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違い（＝大学の選択に基づく個性・特色の表れ）に基づいて、緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。

- 例えば、①や②の機能に特化して大学院の博士課程や専門職学位課程に重点を置く大学もあれば、④の機能に特化してリベラル・アーツ・カレッジ型を目指す大学もある。こうした大学全体としての多様性の中で、個々の大学が限られた資源を集中的・効果的に投入することにより、各大学の個性・特色の明確化が図られるべきである。
- さらに、我が国の高等教育はユニバーサル段階を迎えつつあることから、特に③④⑥の機能に重点を置く大学にあっては、例えば、充実したリメディアル

（補習）教育の実施や、就職や他大学の学士・修士・専門職学位課程等への円滑な進学・編入学を特色とすることも考えられる。

- このように、18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあって、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。このとき、
 - ・各大学は、「機能別分化」を念頭に、他大学とは異なる個性・特色の明確化を目指すこと。
 - ・国や地方公共団体等は、各大学が重点を置く機能を自主的に選択できるように配慮しながら、財政面を含む幅広い支援を行うこと。
- 等の点に特に注意しなければならない。

- 各大学においては、自ら選択した機能を十分に発揮できるよう、教職員として多様な人材を育成・確保するとともに、その資質の向上に努める必要がある。
- 日本の大学について、米国のカーネギー教育振興財団が行っている大学分類のように授与する学位の種類や量に応じて大学を分類することも、現状認識の一つの方法として可能である。自らの理念・目標や大学院の有無・規模等の違いに応じて、こうした様々な分類を参考としつつ、重点を置くタイプを大学が自ら選んでいく必要がある。このような努力は、各大学が志向する方向を明確にして発展を図っていることの表れでもあると考えられ、国としても各大学の努力を支援していくことが重要である。
- 高等教育の中核を担う大学に関しては、教育・研究・社会貢献という使命・役割を踏まえて、それぞれに応じて具体的にどのような機能に重点を置き、個性・特色の明確化を図っていくか、各大学ごとの自律的な選択に基づく機能別の分化が必要となっている。そうした面からも、質の保証がますます重要な課題となってきた（本章4参照）。

(工) 学士課程

学士課程について、各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、現状よりさらに充実した教育を展開することが強く求められる。

学士課程は、「21世紀型市民」の育成・充実を目的としつつ、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた「総合的教養教育型」や「専門教育完成型」など、様々な個性・特色を持つものに分化し、多様で質の高い教育を展開することが期待される。教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、コア・カリキュラムの実施状況は機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。

修業年限については、従前どおり学士課程を4年かけて卒業する経路のほか、修士・博士・専門職学位課程との関係では、学習経路が多様化し、特に総合的教養教育型において学士課程3年修了による大学院進学という制度が積極的に活用されることが考えられる。

企業採用に向けた就職活動は、大学と産業界の連携の下、学士課程教育に実質的に支障のないよう配慮が必要である。また、修了・卒業直後の1年間での様々な活動体験や短期在外経験等を重視することも期待される。

《学士課程の多様性》

- 社会が複雑かつ急激な変化を遂げる中で、各大学には、幅広い視野から物事をとらえ、高い倫理性に裏打ちされた確かな判断を下すことができる人材の育成が一層強く期待されている。各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直しで再構築することにより、現状よりさらに充実した学士課程教育を展開することが強く求められる。
- 学士課程段階での教育には「教養教育」や「専門基礎教育」等の役割が期待される一方で、職業教育志向もかなり強い。したがって、今後の学士課程教育は、「21世紀型市民」の育成・充実を共通の目標として念頭に置きつつ、教育の具体的な方法論としては、様々な個性・特色を持つものに分化していくものと考えられる。例えば、学士課程段階では、教養教育と専門基礎教育を中心として主専攻・副専攻の組合せを基本としつつ、専門教育は修士・博士課程や専門職学位課程の段階で完成させるもの(言わば「総合的教養教育型」)や、学問分野の特性に応じて学士課程段階で専門教育を完成させるもの(言わば「専門教育完成型」)等、多様で質の高い教育を展開することが期待される。

- 大学(学士課程段階)への進学率の上昇や高等学校教育の多様化等に伴い、入学者の能力・適性や志向も多様化してきていること、また、伝統的學生のみならず社会人學生や外国人留學生が増加していること等を踏まえ、学士課程・短期大学の課程等の大学教育は、全体として一層の多様性を確保し、誰もがアクセスしやすい高等教育システムを構築することが求められている。

《教養教育》

- 新たに構築されるべき「教養教育」は、學生に、国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければならない。各大学は、理系・文系、人文・社会・自然といった、かつての一般教育のような従来型の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育や単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めることが期待される。
- このような観点から、教養教育に携わる教員には高い力量が求められる。加えて、教員は教育のプロとしての自覚を持ち、絶えず授業内容や教育方法の改善に努める必要がある。入門段階の學生にも高度な知識を分かりやすく興味深い形で提供したり、学問を追究する姿勢や生き方を語ったりするなど、學生の学ぶ意欲や目的意識を刺激することも求められる。

《専門教育》

- 職業的素養にかかわる専門教育については、専門職大学院制度の発足を契機として、学士課程段階を中心に完成させるものと修士課程・専門職学位課程段階を中心に完成させるものを、学問分野の特性や各種職業資格との関連に応じて具体的に仕分けして考えていく必要がある。

《カリキュラム、単位、年限》

- 学士課程は、基本的役割として、學生の人格形成機能や生涯にわたる学習の基礎を培う機能を担っており、内容の充実した教養教育や専門教育を行うことが不可欠である。そこで、学士課程教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、このコア・カリキュラムの実施状況は、機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。
- 単位の考え方について、国は、基準上と実態上の違い、単位制度の実質化(単位制度の趣旨に沿った十分な学習量の確保)や学修時間の考え方と修業年限の問題等を改めて整理した上で、課程中心の制度設計をする必要がある。
- 学士課程教育の修業年限については、国際的通用性の確保や単位制度の

実質化等に十分留意しつつ、検討していく必要がある。従前どおり学士課程を4年かけて卒業する経路のほか、修士・博士・専門職学位課程との関係では、学習経路が多様化するものと考えられる。この場合、特に第2章3(2)で①②の機能を重視する大学が学士課程教育を総合的教養教育型にする場合においては、学士課程3年修了による大学院進学を積極的に活用することが考えられる。

《就職活動》

- 企業採用に向けた就職活動は、大学と産業界の連携の下、その早期化・長期化による学士課程教育への実質的な支障のないよう十分な配慮が必要である。さらに、修了・卒業直後の1年間での様々な活動体験や短期在外・経験等を重視することも期待される。

(オ) 大学院 (修士・博士・専門職学位課程共通)

大学院教育については、課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化(大学院教育の実質化)を図る必要がある。

修士課程は、研究者等養成(の第1段階)、高度専門職業人養成及び「21世紀型市民」の高度な学習需要への対応の三つの機能を担うものであり、これに沿った体系的な教育課程を編成する必要がある。

博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。このため、体系的な教育課程を編成する必要がある。

今後の知識基盤社会にあつては、博士号取得者が、研究・教育機関ばかりではなく企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関等の多様な場で中核的人材として活躍することが期待される。

専門職学位課程は、多様な分野(例えば、法曹、MBA・MOT、公共政策、教員養成等)での創設・拡充等が必要である。

- 大学院教育は、学士課程における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵養する教育を行うことが基本である。
- 我が国の課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、特に人材養成機能の面で、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化(大学院教育の実質化)を図る必要がある。
- このため、学士課程教育との適切な役割分担、学生・教員の流動性の向上、教員の教育・研究指導能力の向上等について、学問分野別に具体的な検討を深化させる必要がある。
- 大学院教育の実質化のための重要課題としては、以下のものが考えられる。

《基本的な課題》

- a) 人材養成の観点からの各大学院(課程)の機能の明確化
- b) 大学院教育と学士課程教育、大学院以外の専門教育との関係の明確化
- c) 大学院教育の実質化のための大学院組織の在り方

《特に分野別に検討の深化が必要と考えられる課題》

- d) 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程や研究指導体制の確立(大学院教育の実質化)
 - ・ 教員の教育・研究指導能力の向上のための方策
 - ・ 今後の研究者等として必要な高度な素養の涵養の在り方

第5章 「高等教育の将来像」に向けて取り組むべき施策

- 本章では、中長期的（平成17（2005）年以降，平成27（2015）年～平成32（2020）年頃まで）に想定される我が国の高等教育の将来像（言わば「グランドデザイン」とも呼ぶべきもの）を念頭に、その内容の実現に向けて取り組むべき施策を提言することとする。

1 将来像に向けた施策の主要な柱と方向性

- 21世紀は「知識基盤社会」（knowledge-based society）の時代であると言われる。これからの「知識基盤社会」において，高等教育は，個人の人格形成上も国家戦略上も極めて重要である。
- 今後は，国際競争が激化し，国の高等教育システムや高等教育政策そのものの総合力が問われる時代であり，国は，将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。
- 18歳人口が減少して約120万人規模で推移する一方で，大学や学部等の設置に関する抑制方針が基本的に撤廃されたこと等により，高等教育政策の手法は「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行することとなる。
- こうした基本的な考え方を踏まえて，今回の将来像においては，
 - ① 18歳人口の減少や大学・短期大学の収容力（入学者数÷志願者数）が100%に達するなどの状況を踏まえた高等教育の量的変化の動向
 - ② 新時代の高等教育が全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するために求められる高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化
 - ③ 学習者の保護や国際的通用性の保持のための，事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保による高等教育の質の保証
 - ④ 個性・特色の明確化を通じて教育・研究の質の向上を目指す各高等教育機関の在り方
 - ・大学（学士課程，修士・博士・専門職学位課程，短期大学の課程）
 - ・高等専門学校
 - ・専門学校
 - ⑤ 高等教育の発展を目指した社会全体（国・地方公共団体や産業界等を含めて）の役割の重要性等が主要な柱となっている。以下では，この方向性を踏まえて関連施策についての考え方を整理することとする。

2 将来像に向けて具体的に取り組むべき施策

- ここでは，1で述べた主要な柱と方向性を念頭に置きつつ，これらに沿って将来像の内容を実現するために必要と考えられる施策を「早急に取り組むべき重点施策」及び「中期的に取り組むべき重要施策」として提言することとする。国は，これらの提言を踏まえて施策の具体化を図るべきである。また，各高等教育機関においても，これらの提言の趣旨を踏まえた努力が求められる。
- (1) 早急に取り組むべき重点施策（「12の提言」）
 - ① 高等教育の量的変化の動向についての関連施策（人材養成に関する社会のニーズへの対応）
 - 分野ごとの人材養成に関する需要を的確に把握するとともに，人材養成に関する高等教育機関側と産業界側等との対話・協議の場の設定等を通じて，社会のニーズと高等教育の適切な対応関係を確保する必要がある。その際，迅速かつ機動的な政策手法の活用に留意すべきである。
 - (各高等教育機関の経営の改善)
 - 各高等教育機関が自ら行う経営改善のための努力を支援する必要がある。また，経営状況の悪化した機関への対応策の充実を図るため，関係機関の協力体制を作っておく必要がある。
 - ② 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策（入学者選抜・教育課程の改善，「出口管理」の強化）
 - 大学・短期大学への進学率が約50%に達し，高等専門学校や専門学校を加えた進学率が約75%に達している状況を踏まえ，各高等教育機関の個性・特色の明確化を通じた機能別分化を促進すべきである。特に，各機関ごとのアドミッション・ポリシー（入学者選抜の改善），カリキュラム・ポリシー（教育課程の改善），ディプロマ・ポリシー（「出口管理」の強化）の明確化を支援する必要がある。
 - (留学生交流の促進・充実)
 - 留学生交流を一層促進・充実するため，留学生の質の確保，在籍管理の徹底をはじめとする受入体制の充実，渡日前から帰国後に至る体系的な留学生支援体制の充実，卒業後の活躍の場の拡大等を総合的に推進する必要がある。
 - ③ 高等教育の質の保証についての関連施策（大学等の設置認可や認証評価等における審査内容や視点の明確化）
 - 事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証に関し，大学等の設置認可や認証評価等における審査の内容や視点の明確化を図る必要がある。

(例えば、学位授与機関たる大学にふさわしい教員組織、学問分野に応じた十分な学問的経歴等を有する教員(研究者教員)の配置、「専任教員」の教育・研究や管理運営上の責任、「実務家教員」の実績評価方法、教養教育の実施方針の明示、設置後の学校法人の経営状況など)

④ 各高等教育機関の在り方についての関連施策

(教養教育や専門教育等の総合的な充実)

- 教養教育や専門教育等の在り方の総合的な見直しを通じて、「21世紀型市民」の育成を目指し、多様で質の高い学士課程教育を実現する。このため、充実した教養教育の実施や分野ごとのコア・カリキュラムの策定等を支援する必要がある。

(大学院教育の実質化)

- 体系的な教育課程の実施による充実した大学院教育の実現を支援すべきである。また、大学院教育の実質化のための将来計画を策定するなどにより、大学院における教育の課程の組織的展開の強化を図る必要がある。

(世界トップクラスの大学院の形成)

- 大学の選択に基づく機能別分化を促進する中で、世界的研究・教育拠点の形成を支援し、トップクラスの大学院を目指す必要がある。

(助教・助手の位置付けを含めた教員組織の活性化)

- 教育・研究を組織的に展開するとともに若手教員が自らの資質・能力を十分に発揮して活躍できるよう、助教・助手の位置付けを含めた教員組織の見直しによる活性化を図る必要がある。

⑤ 高等教育の発展を目指した社会の役割についての関連施策

(高等教育への支援の拡充)

- 高等教育への公財政支出の拡充と民間資金の積極的導入を図るべきである。特に、教育基本法及び教育振興の在り方の検討を見据えつつ、欧米並みの公的支出に近づける努力が必要である。

(多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築)

- 高等教育への財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中で高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせること(デュアル・サポート)により、多元的できめ細やかなファンディング・システムの構築を図る必要がある。

- ・ 国立大学支援 ・ 私立大学支援
- ・ 公立大学支援
- ・ 国公私を通じた競争的・重点的支援
- ・ 競争的資源配分 ・ 学生支援

(学生支援の充実・体系化)

- 高等教育を受ける機会を実質的に保障して「ユニバーサル・アクセス」を実現する見地から、学生の多様な需要や社会的要請を踏まえつつ、学生に対する効果的な経済的支援のための関連施策の充実・体系化を図る必要がある。特に、大学院レベルでの国際的に有為な人材の育成に留意すべきである。

(2) 中期的に取り組むべき重要施策

① 高等教育の量的変化の動向についての関連施策

- 社会のニーズと高等教育の適切な対応関係の確保に資するため、人材養成に関する高等教育機関や産業界等の意欲的な取組の評価等の活動を継続的に推進する必要がある。

② 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策

- 学習者の多様なニーズに対応した教育サービスの提供を支援するため、履修形態の弾力化を一層進める必要がある。
- 社会人の学習意識の高まり等に対応して、学位以外の履修証明の方法の普及や社会的な定着を促進する必要がある。
- 通学制・通信制の区分の在り方を含め、新時代のキャンパス像(教育・研究環境)の在り方について幅広く検討する必要がある。
- 設置形態の枠組みを超えた高等教育機関間の連携協力による教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する必要がある。
- 研究活動の中核を担う人材、教育活動の中核を担う人材、経営を支える人材それぞれの資質向上とそれにふさわしい処遇の確保を図る必要がある。
- 高等教育機関の運営に関して、法務・財務、労務管理、病院経営、入学者選抜、学生生活支援、産学官連携・技術移転等の分野で活躍する専門的人材(教員や事務職員等の別を問わない。)の内部育成や外部登用を活用して、幅広く厚みのある人材層の形成を促進する必要がある。

③ 高等教育の質の保証についての関連施策

- 事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証を推進する必要がある。
 - ・ 認証評価の円滑な導入と充実
 - ・ 国際的な質保証システムの構築への貢献
 - ・ 自己点検・評価の充実及び情報公開の一層の促進
 - ・ 認証評価以外の各種の評価活動の支援
 - ・ 評価する側の適正さの担保

④ 各高等教育機関の在り方についての関連施策

- 大学の選択に基づく機能別分化を促進する中で、各種の職能団体との連携